

**新町まちづくり計画(案)**  
**(新町建設計画)**

ひとが輝き 世界へはばたく  
土と炎のまち 有田

平成17年 1月

**西松浦地区合併協議会**

# 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 合併の必要性	1
(1) 住民の日常生活圏の拡大	1
(2) 少子・高齢化の進行	1
(3) 地方分権の推進	2
(4) 厳しい財政状況	2
3 計画策定の方針	3
(1) 計画策定の趣旨	3
(2) 計画の構成	3
(3) 計画の期間	3
第2章 地域の概要	4
1 位置と地勢	4
2 沿革	6
3 人口動向	7
(1) 人口・世帯数の推移	7
(2) 年齢別人口	8
4 産業構造	9
(1) 就業者数	9
(2) 農業	11
(3) 工業	12
(4) 商業	13
(5) 観光	14
5 通勤・通学状況	15
(1) 流出状況	15
(2) 流入状況	16
6 住民からみた現状評価	17
7 新しいまちづくりの課題	18
第3章 主要指標の将来推計	20

第4章	新町建設の基本理念・将来像・基本方針	21
1	基本理念	22
2	将来像	25
3	基本方針	26
第5章	地域別整備方針	30
1	新町の都市構造	30
(1)	都市構造の基本となる自然軸・都市軸	30
(2)	拠点及びゾーン	30
2	地域区分と整備方針	32
第6章	新町の施策	34
1	施策の体系	34
2	分野別施策・事業	35
(1)	協働により、行財政の効率化を図るまち	35
(2)	共に支えあう、健やかなまち	38
(3)	安全・安心な、やすらぎに満ちたまち	41
(4)	新しい出会いにつながる交流のまち	45
(5)	伝統を生かした、活力ある産業を創るまち	47
(6)	ゆとりある心が育つ結いのまち	50
3	新町における県事業の推進	53
第7章	公共施設の適正配置と整備	54
第8章	財政計画	55
1	財政計画作成方法	55
2	歳入・歳出についての考え方	55
3	財政計画表	57

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

有田町と西有田町は、陶磁器や農業、自然など共通する産業や資源が多く、お互いに共存しながら発展してきました。

しかし、近年、少子・高齢化の進展、地方分権の推進、国・地方を通じた財政状況の悪化、さらには、三位一体の改革（国庫支出金削減、税源の地方移譲、地方交付税の見直し）などにより二町を取り巻く環境は大きく変化しています。

今回の合併の意義は、今後も厳しい財政状況が予想される中、有田町と西有田町がより強固な行財政基盤を築き、社会基盤の整備を促進し、効率的な行財政運営を行うことにより、多様化・高度化する住民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供できる魅力のあるまちづくりを行うことにあります。

## 2 合併の必要性

### （1）住民の日常生活圏の拡大

近年、交通や情報通信手段が急速に発達し、生活スタイルも大きく変化しています。これに伴い、通勤・通学、買い物、通院など、日常生活で行動する範囲はひとつの町の枠を越えて拡大し、住民の行政に対するニーズも多様化・高度化してきており、ひとつの町では解決できない行政課題が増えてきています。

このため、行政においても、住民の生活スタイルに合った広域的で効果的な行政サービスを提供できる体制づくりが求められています。

### （2）少子・高齢化の進行

有田町と西有田町を合計した人口予測をみると、0～14歳までの年少人口（割合）は、平成12年の3,649人（16.4%）から平成27年は2,673人（12.7%）に減少する一方で、65歳以上の老年人口（割合）は、平成12年の4,848人（21.7%）から平成27年は6,155人（29.4%）に増加することが予想されています。

このように、二町において、今後一層進む少子・高齢化に的確に対応していくためには、福祉・保健・医療やその他の行政サービスを総合的に提供できるよう、行政の効率化を進め、行政基盤を確立していく必要があります。

### **( 3 ) 地方分権の推進**

地方分権の推進による自治体への権限と責任の移譲を踏まえて、その主体となる自治体の自己責任能力、行財政能力をより一層向上させることが求められています。

地方分権が進むと、これまで国や県が提供していた行政サービスを住民に最も身近な市町村がきめ細かに提供できるようになる反面、市町村の能力の差が行政サービスや地方の活力の差となって現れてきます。

有田町と西有田町においても、住民の声を活かし、きめ細かなサービスを提供するためには、専門的な人材の配置や最先端の課題への素早い取り組みができるよう体制を整備するとともに、政策能力を高めていく必要があります。

### **( 4 ) 厳しい財政状況**

有田町と西有田町の財政状況をみると、歳入の最も大きな部分を占めているのは地方交付税であり、国の財政状況に影響を受けやすい体質になっています。

また、自主財源の中心的役割を担っている町税は 17 億円弱で伸び悩んでおり、今後も厳しい経済情勢が続くものと考えられ、大幅な増収を期待できない状況にあります。

こうした厳しい状況の中にあって、多様化・高度化する住民ニーズに応え、地方分権の時代にふさわしい主体的なまちづくりを推進するためには、高度な行政サービスの提供を支えるしっかりとした財政基盤を確立し、行財政のより一層の効率化が求められています。

### **3 計画策定の方針**

#### **(1) 計画策定の趣旨**

新町建設計画は、新町のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、新町の一体性の速やかな確立、住民の福祉の向上などを推進するとともに、均衡ある発展を図ろうとするものです。

なお、有田町と西有田町の総合計画や新広域市町村圏計画など既存の計画を踏まえた上で、これらを発展的に継承するとともに、新町のまちづくりの詳細かつ具体的な内容については、新町において策定する総合計画（基本構想・基本計画）に委ねるものとします。

#### **(2) 計画の構成**

本計画は、次の 8 項目で構成します。

計画の策定にあたって

地域の概要

主要指標の将来推計

新町建設の基本理念・将来像・基本方針

地域別整備方針

新町の施策

公共施設の適正配置と整備

財政計画

#### **(3) 計画の期間**

この計画は、合併から 10 年後の新町の将来を展望し、平成 18 年度（2006 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までの 10 年間を計画期間とします。

## 第2章 地域の概要

### 1 位置と地勢

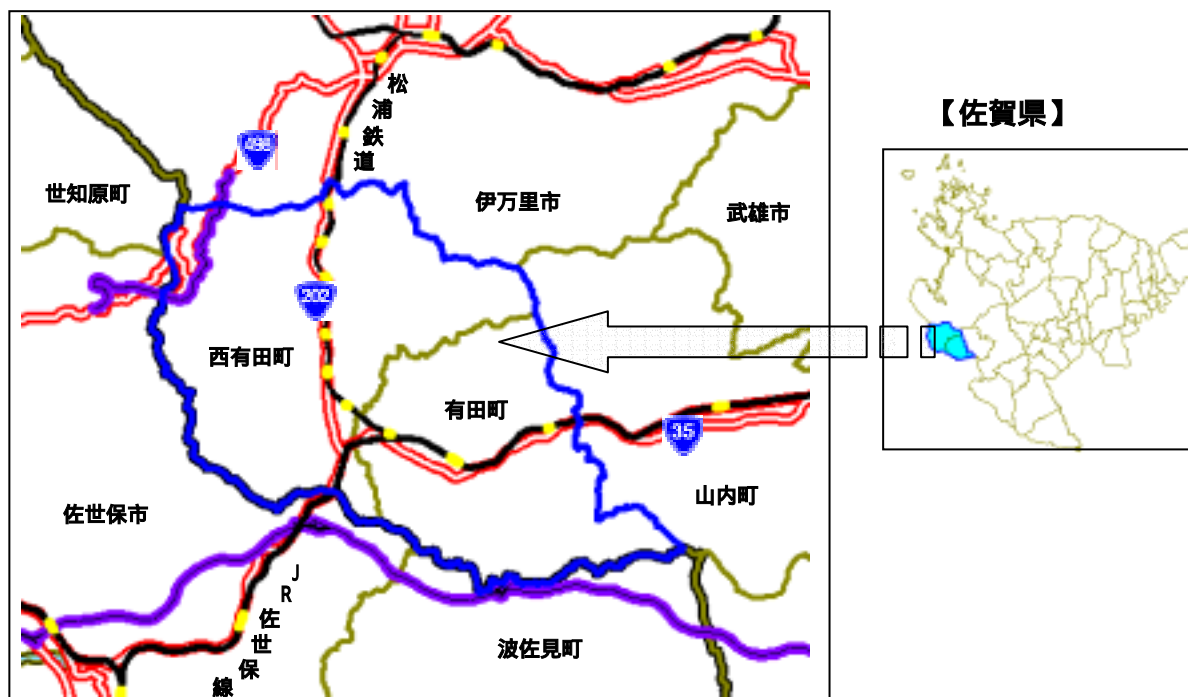
西松浦地区は、佐賀県の西部に位置し、美しい景観を誇る田園地帯や黒髪連山など変化に富む豊かな自然に恵まれた温暖な気候の地域です。

北は伊万里市、東は山内町に接し、県境を挟んで、西は長崎県佐世保市・世知原町、南は長崎県波佐見町に接しています。

また、有田川が二町を南北に流れて伊万里湾に注ぎ、その東西には国見連山と黒髪連山が連なっています。

面積は65.8 km<sup>2</sup>で、平成16年10月1日現在の人口は21,857人、世帯数は6,998世帯となっています。

西松浦地区の位置



西松浦地区の概要

	二町合計	有田町	西有田町
面積	65.80 km <sup>2</sup>	27.09 km <sup>2</sup>	38.71 km <sup>2</sup>
人口	21,857 人	12,488 人	9,369 人
世帯数	6,998 世帯	4,350 世帯	2,648 世帯

(資料) 面積 国土交通省国土地理院の「平成15年全国都道府県市区町村別面積調」  
人口・世帯数 佐賀県統計調査課による推計人口(平成16年10月1日現在)  
推計人口とは国勢調査の結果をもとに、毎月の出生者数と死亡者数、外国人を含む数に出入者数を反映させたもの

道路では、県内の主要幹線である国道 35 号が東西に横断し、福岡都市圏とを結ぶ国道 202 号が南北に縦断しているほか、北西部に国道 498 号が通っています。

また、鉄道では、JR 佐世保線が東西に横断し、伊万里と有田を結ぶ松浦鉄道が南北に通っています。

### 有田町の概況

有田町は、西と南は長崎県に接しています。山林が全体の約 7 割を占め、全域に 300m から 600m の山々が連なっています。谷間の東西に市街地が形成され、人口は 12,488 人（平成 16 年 10 月 1 日現在）となっています。

陶磁器産業を主力とする第 2 次・第 3 次産業が盛んで、有田焼を活用した観光振興にも力を入れ、有田陶器市などで多くの観光客を集めています。

市街地には伝統的な町並みが残され、有田焼の伝統と歴史を物語る建物群となっています。町内には史跡や博物館が点在し、豊かな自然と融合しています。

その一方で、北西部では有田焼卸団地などの産業集積と住宅開発が進み、居住エリアが徐々に西側へと移動する傾向にあります。

また、高校や窯業大学校があり、人材・後継者育成にも力を入れています。

### 西有田町の概況

西有田町は、西部には国見連山が南北に連なり、この稜線を境にして長崎県に接しています。東部には黒髪連山を形成する山塊群がそびえ、この両連山を源流として南北に流れる有田川の流域部に集落が形成され、人口は 9,369 人（平成 16 年 10 月 1 日現在）となっています。

農業が盛んで、平野部には田園地帯が広がり、国見連山の山肌を織りなす棚田や、黒髪山県立自然公園の一角をなす竜門峡などとともに緑豊かな自然の景観を有しており、この自然環境に配慮した田園都市としてまちづくりが進められています。



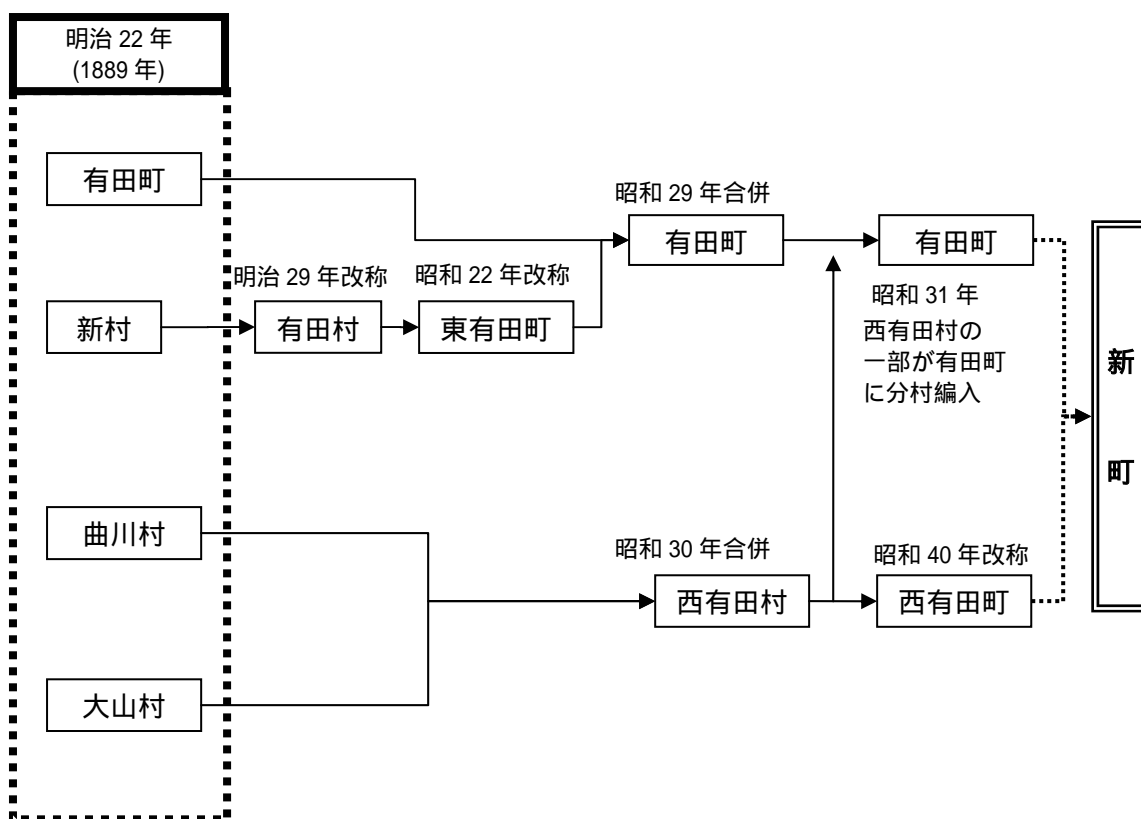
## 2 沿革

有田町と西有田町は、明治 22 年（1889 年）に施行された「市制町村制」や昭和 28 年（1953 年）に施行された「町村合併促進法」によって構成町村が合併しながら現在に至っています。

二町は、古くからやきものや農業、石炭産業で栄えてきた歴史があり、中でもやきものはこの地域最大の特徴といえるものです。17 世紀後半、有田やその周辺地域で焼かれた肥前陶磁器が、伊万里港から長崎の出島を通じ西ヨーロッパ諸国へ本格的に輸出され、高い評価を得て以来、「アリタ」の名は世界的なブランドとして知られています。また、陶工の交流など朝鮮半島や中国大陸とのつながりも深く、現在もやきものの文化（陶磁文化）を通じた国際交流が続いています。

このように、この西松浦地区は、優れた農畜産物や陶磁器などを産出しながら発展してきた地域です。

### 西松浦地区の合併等の推移



### 3 人口動向

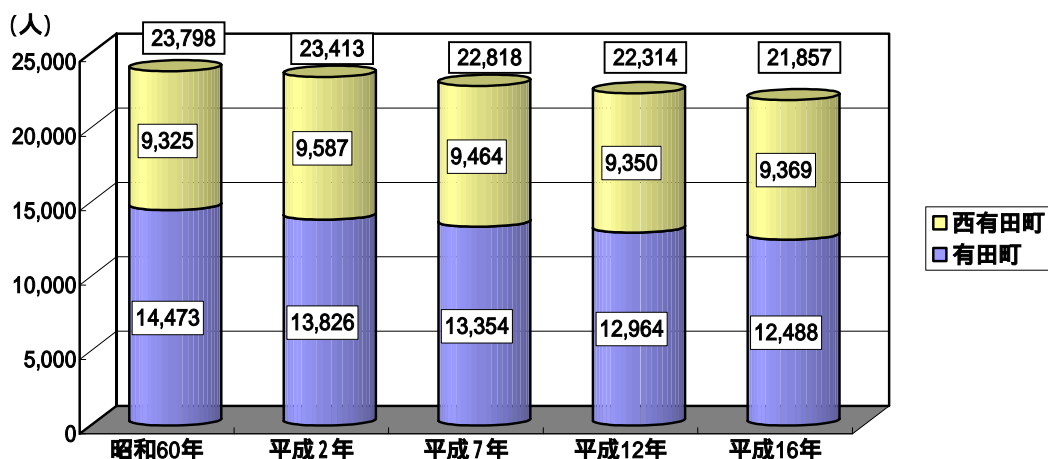
#### (1) 人口・世帯数の推移

西松浦地区の人口の推移をみると、人口の微減傾向が続き、平成16年には昭和60年の8.2%減の21,857人となっています。

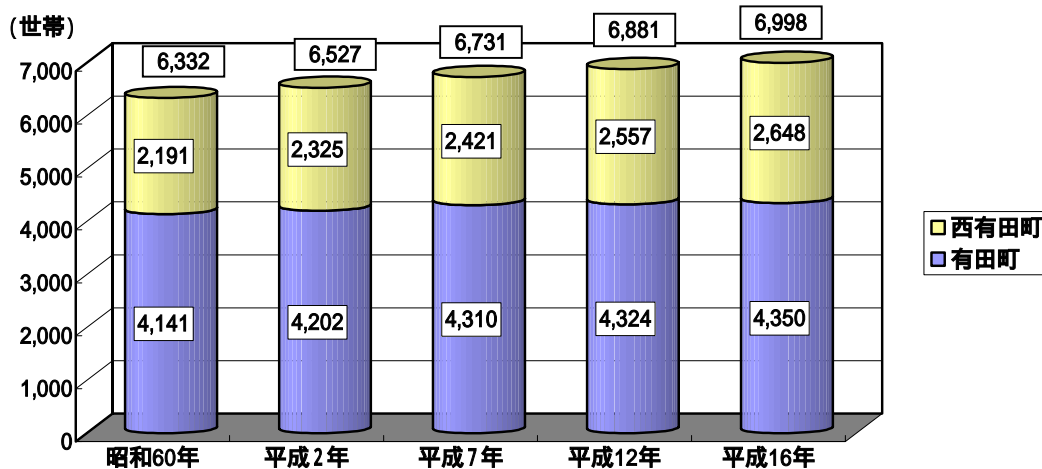
世帯数をみると、人口は減少しているものの、核家族化の進行等により世帯数は増加傾向にあり、平成16年は6,998世帯となっています。昭和60年に比べると、10.5%の増加になっています。

その間、一世帯当たり人数は、昭和60年の3.8人から平成16年は3.1人にまで減少しています。

西松浦地区の人口推移



西松浦地区の世帯数推移



(資料) 昭和60年～平成12年は国勢調査  
平成16年は佐賀県統計調査課の推計人口(10月1日現在)

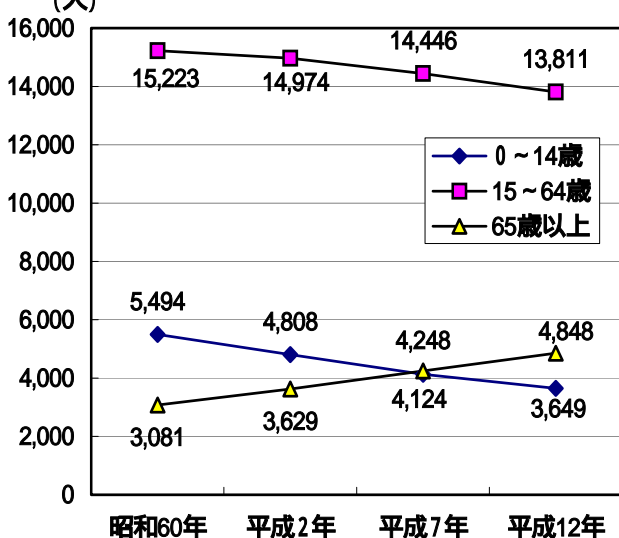
## (2) 年齢別人口

西松浦地区の年齢別人口を平成12年国勢調査からみると、0～14歳が3,649人で16.4%、15～64歳が13,811人で61.9%、65歳以上が4,848人で21.7%となっています。昭和60年からの推移をみると、0～14歳、15～64歳の人口、割合とも減少し、65歳以上は増加しています。人口の流出傾向が続く中で、少子・高齢化の傾向が顕著にみられます。

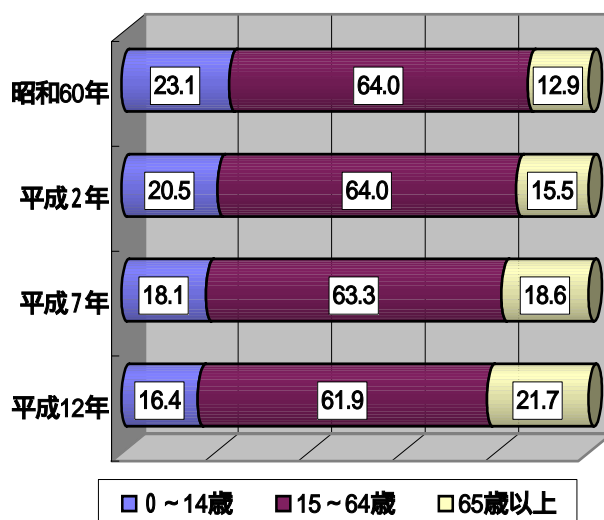
また、65歳以上の割合、いわゆる高齢化率は21.7%と、佐賀県(20.4%)、全国(17.3%)の水準を上回っています。

### 年齢3区分別の人口推移

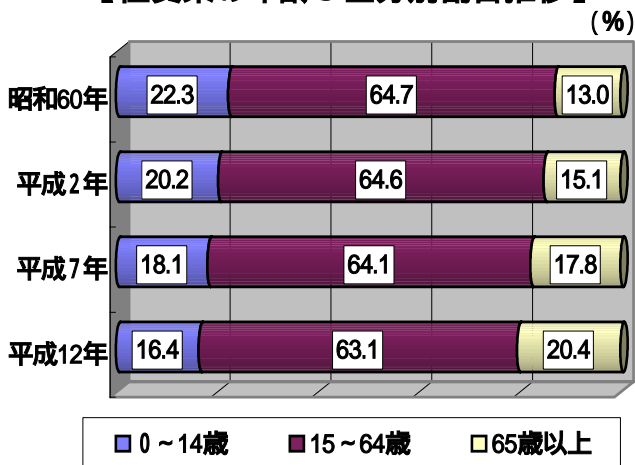
【西松浦地区の年齢3区分別人口推移】



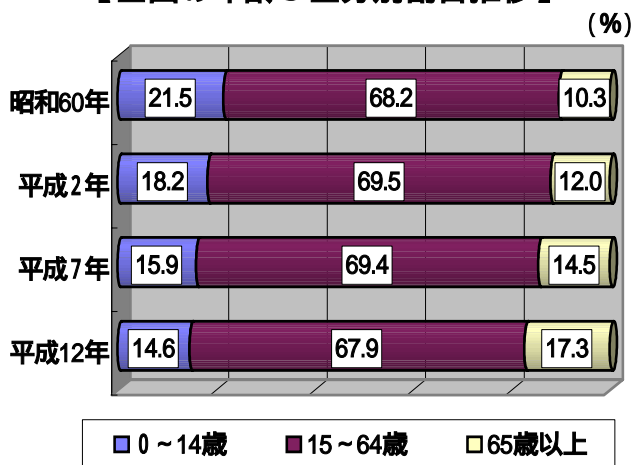
【西松浦地区の年齢3区分別割合推移】 (%)



【佐賀県の年齢3区分別割合推移】 (%)



【全国の年齢3区分別割合推移】 (%)



(資料) 国勢調査

(注) 年齢不詳があるため、総人口と一致せず、割合の合計は100%とならない。

## 4 産業構造

### (1) 就業者数

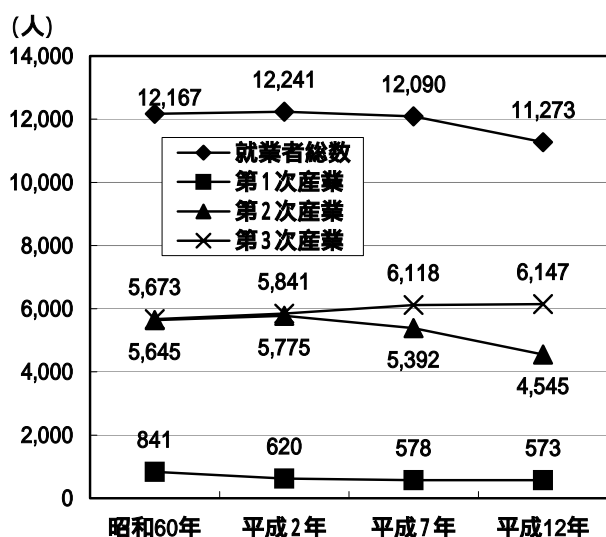
西松浦地区の平成12年の就業者数をみると、第1次産業が573人で5.1%、第2次産業が4,545人で40.3%、第3次産業が6,147人で54.5%です。

昭和60年からの推移をみると、第1次産業は微減、第2次産業は就業者数、割合とも減少しています。それに代わって、第3次産業の就業者数、割合が増加しています。

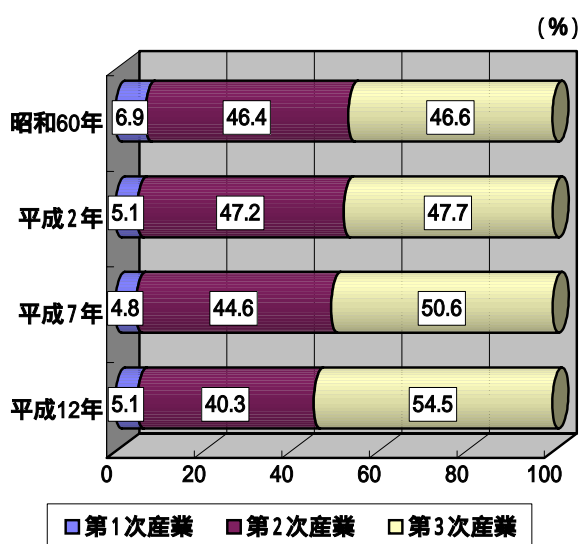
佐賀県や全国に比べて第2次産業の割合が高いのが、西松浦地区の特徴です。

### 産業別就業者数、割合の推移

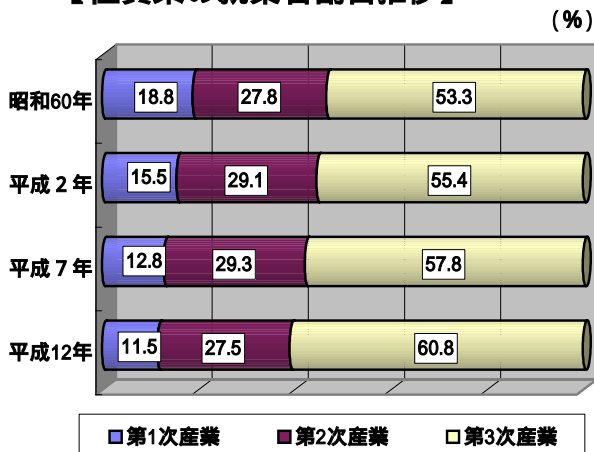
【西松浦地区の就業者数推移】



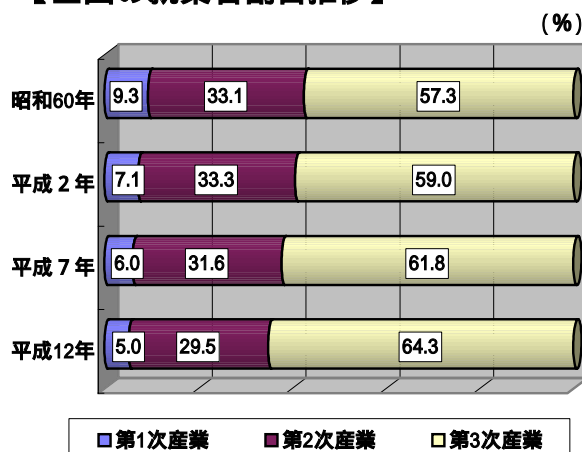
【西松浦地区の就業者割合推移】



【佐賀県の就業者割合推移】



【全国の就業者割合推移】



(資料) 国勢調査 (注) 分類不能があるため総数と一致せず、割合は100%にならない。

### 産業別就業者数、割合

	有田町		西有田町		合 計	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
総 数	6,536	100.0	4,737	100.0	11,273	100.0
第 1 次産業	95	1.5	478	10.1	573	5.1
農 業	89	1.4	469	9.9	558	4.9
林 業	4	0.1	5	0.1	9	0.1
漁 業	2	0.0	4	0.1	6	0.1
第 2 次産業	2,694	41.2	1,851	39.1	4,545	40.3
鉱 業	2	0.0	2	0.0	4	0.0
建 設 業	449	6.9	582	12.3	1,031	9.1
製 造 業	2,243	34.3	1,267	26.7	3,510	31.1
第 3 次産業	3,743	57.3	2,404	50.7	6,147	54.5
電 気・ガ ス・ 熱 供 給・水 道 業	14	0.2	12	0.3	26	0.2
運 輸・通 信 業	193	3.0	175	3.7	368	3.3
卸 売・小 売 業、 飲 食 店	1,957	29.9	841	17.8	2,798	24.8
金 融・保 険 業	105	1.6	69	1.5	174	1.5
不 動 産 業	12	0.2	9	0.2	21	0.2
サ ー ビ ス 業	1,304	20.0	1,122	23.7	2,426	21.5
公 務	158	2.4	176	3.7	334	3.0
分 類 不 能 の 産 業	4	0.1	4	0.1	8	0.1

(資料)平成12年国勢調査

(注)パーセントは小数第二位を四捨五入しているため、必ずしも合計が100にはならない。

## (2) 農業

西松浦地区の農業は、水稻が主要な作物ですが、ほかにもたまねぎなどの野菜、みかんなどの果物、多種多様な作物が栽培されており、その多くが市場で高い評価を受けています。

また、この地域は畜産も盛んで、肉用牛やブロイラーは全国でも高い評価を受けています。

### 農業の状況

総数	自給的農家	販売農家	主副業別農家数(販売農家)			農家人口	基幹的農業従事者
			主業農家	準主業農家	副業的農家		
(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(人)	人
919	170	749	52	222	475	4,408	492

(資料)2000年世界農林業センサス

注1 自給的農家とは、経営耕地面積が0.3ヘクタール未満で、かつ農産物総販売金額が50万円未満の農家

注2 販売農家とは、経営耕地面積が0.3ヘクタール以上、又は農産物総販売金額が50万円以上の農家

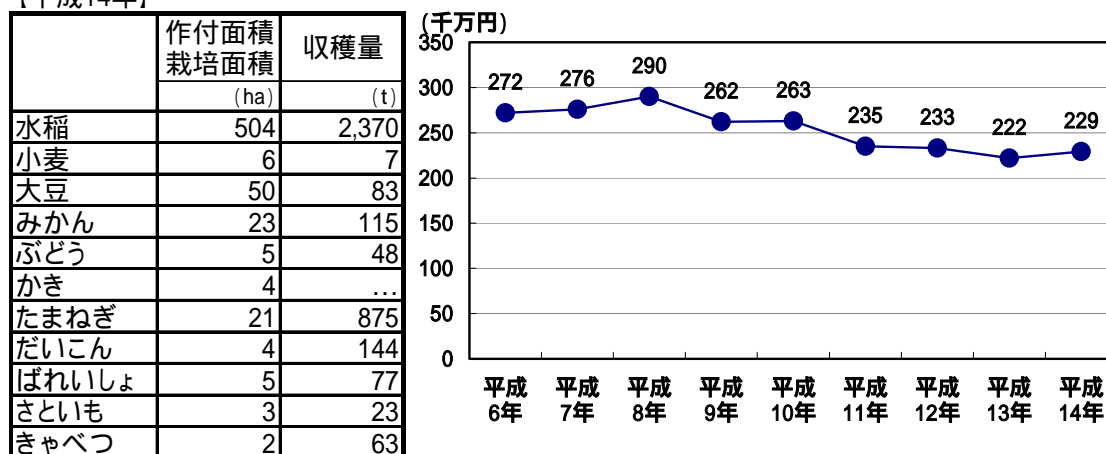
注3 主業農家とは、農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家

注4 準主業農家とは、農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家

注5 副業的農家とは、65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家

### 作付面積・栽培面積、収穫量及び農業粗生産額の推移

[平成14年]



(資料)九州農政局佐賀統計・情報センター「作物統計」(資料)九州農政局佐賀統計・情報センター「生産農業所得統計」

### 畜産の状況

	飼養戸数	飼養頭(羽)数
肉用牛	19戸	2,040頭
豚	4戸	1,030頭
ブロイラー	15戸	511千羽

(資料)農林水産省「畜産基本・予察調査・鶏ひなふ化羽数調査(平成15年2月1日現在)」  
「畜産物流統計調査(平成15年2月1日現在)」

(注)西有田町の数値のみ。有田町の値は秘匿処理のため数値が非公開

### (3) 工業

工業についてみると、事業所数は 377、従業者数は 3,513 人、製造品出荷額等が約 312 億円となっています。

有田焼の産地であることから、工業の中でも窯業が主要な産業となっています。窯業の工業に占める割合は、事業所数で 74.3%、従業者数で 67.6%、製造品出荷額で 64.1%と高くなっています。

平成 2 年以降の推移をみると、厳しい経済情勢を反映して、従業者数は、平成 2 年の 5,351 人から平成 15 年は約 40%減の 3,196 人にまで減少しています。また、製造品出荷額等は、平成 2 年の約 480 億円から平成 15 年には約 46%減の約 260 億円です。

西松浦地区の窯業は、佐賀県を代表する地場産業ですが、近年、需要の低迷が続いており、多様な製品開発や観光との連携による産地の活性化が求められています。

#### 工業の状況 (平成 12 年)

		合 計	窯業・土石	窯業・土石 の割合
事業所数	(事業所)	377	280	74.3%
従業者数	(人)	3,513	2,375	67.6%
製造品出荷額等	(百万円)	31,153	19,976	64.1%

(資料)工業統計調査

#### 工業の推移

		平成2年	平成5年	平成7年	平成10年	平成12年	平成15年
事業所数	(事業所)	385	395	380	380	377	338
従業者数	(人)	5,351	5,026	4,556	3,836	3,513	3,196
製造品出荷額等	(百万円)	48,079	44,431	40,664	35,390	31,153	26,085

(資料)工業統計調査

(注)平成15年は速報値

#### (4) 商業

商業についてみると、商店数は573店、従業者数が2,522人、年間販売額が約360億円となっています。

このうち、小売業については、商店数、従業者数、年間販売額とも、陶磁器・ガラス器が含まれる「家具・じゅう器（日常的に使う道具）・家庭用機械器具」が最も多くなっています。

昭和63年以降の推移をみると、商店数は減少傾向にあります。従業者数は、平成6年の2,952人をピークに、平成14年は2,522人にまで減少しています。年間販売額は、平成9年には約562億円に達しましたが、平成14年は36.1%減の約360億円です。

消費者ニーズの多様化・高度化、近隣都市の大型店や郊外型大型店等の影響により既存の商業集積での空洞化が進んでおり、地域住民が求める魅力ある商業が求められています。

#### 商業の状況 (平成14年)

	商店数	従業者数	年間販売額
	(店)	(人)	(百万円)
総計	573	2,522	35,909
卸売業計	190	920	14,905
小売業計	383	1,602	21,004
各種商品	1	2	x
織物・衣服・身の回り品	32	77	871
飲食料品	81	424	5,406
自動車・自転車	19	52	x
家具・じゅう器・家庭用機械器具	168	627	7,143
その他	82	420	65,211

(資料) 商業統計調査 (注) 'X' は秘匿処理のため数値が未公開となっています。

#### 商業の推移

		昭和63年	平成3年	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年
商店数	(店)	705	679	658	640	604	573
従業者数	(人)	2,820	2,815	2,952	2,919	2,700	2,522
年間販売額	(百万円)	43,432	54,157	51,380	56,197	43,199	35,909

(資料) 商業統計調査



## (5) 観光

余暇時間の増大、価値観や生活スタイルの変化に伴い、観光産業は、幅広い分野への経済波及効果と成長性から、21世紀の経済を牽引するものとして、また、交流人口の拡大の観点からも、期待されています。

西松浦地区は、黒髪山や竜門峡などの優れた景観をはじめとして、天然記念物の大公孫樹、日本の棚田百選にも選ばれた岳地区の棚田など豊かな自然に恵まれています。また、有田の伝統的建造物群保存地区や泉山磁石場、天狗谷窯跡などの史跡や窯元、有田焼に関する美術館・博物館、歴史と文化の森公園など、観光資源として活用できる地域資源が数多くあります。

観光客は、全国的規模の集客力をもつ有田陶器市を中心として、平成14年に200万人を超えましたが、そのほとんどは日帰り客です。年間消費額は約60億円となっています。

今後は、福岡都市圏とも比較的近い立地条件にあることなどを活かして、集客力のある観光資源を整備するとともに、観光施設等の連携を強化し、広域的な視点から観光振興を図る必要があります。

### 観光客の推移

	総数	日帰り・宿泊別		年間消費額
		日帰り	宿泊	
	(千人)	(千人)	(千人)	(千円)
平成10年	1,650	1,643	7	4,632,701
平成11年	1,790	1,783	7	5,650,339
平成12年	1,849	1,840	9	5,692,775
平成13年	1,760	1,751	9	5,444,509
平成14年	2,018	2,011	7	5,950,628

	発地別					
	佐賀県	九州各県	四国地方	中国地方	近畿地方	その他
	(千人)	(千人)	(千人)	(千人)	(千人)	(千人)
平成10年	234	545	111	195	234	331
平成11年	272	667	119	194	219	319
平成12年	287	698	119	199	222	324
平成13年	249	522	127	226	263	373
平成14年	602	659	89	153	134	380

(資料)県観光課「佐賀県観光客動態調査」

## 5 通勤・通学状況

### (1) 流出状況

通勤・通学状況をみると、有田町から西有田町へは、通勤・通学で323人となっており、総数に占める割合は4.5%です。通勤・通学率は、伊万里市(9.3%)、佐世保市(5.6%)、武雄市(4.9%)について4番目に高くなっています。

西有田町から有田町へは、通勤で765人、通学で64人、合計829人となっており、総数に占める割合は15.8%です。通勤・通学率は、伊万里市(20.6%)について2番目に高くなっています。

このように、有田町と西有田町との結びつきは非常に強くなっています。

#### 有田町の通勤・通学流出状況

	総数		就業者		通学者	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
当地に常住する就業者・通学者	7,201	100.0%	6,536	100.0%	665	100.0%
自町で従業・通学	4,798	66.6%	4,529	69.3%	269	40.5%
他市町村で従業・通学	2,403	33.4%	2,007	30.7%	396	59.5%
伊 万 里 市	667	9.3%	495	7.6%	172	25.9%
佐 世 保 市	400	5.6%	358	5.5%	42	6.3%
武 雄 市	351	4.9%	233	3.6%	118	17.7%
西 有 田 町	323	4.5%	322	4.9%	1	0.2%
山 内 町	170	2.4%	170	2.6%	-	-
波 佐 見 町	125	1.7%	125	1.9%	-	-
佐 賀 市	94	1.3%	57	0.9%	37	5.6%
そ の 他	273	3.8%	247	3.8%	26	3.9%

(資料)平成12年国勢調査

(注1)通勤・通学率が1%以上の市町のみ市町名掲示。1%未満はその他に集約。

(注2)パーセントは小数第二位を四捨五入して、小数第一位までを表示。

#### 西有田町の通勤・通学流出状況

	総数		就業者		通学者	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
当地に常住する就業者・通学者	5,245	100.0%	4,737	100.0%	508	100.0%
自町で従業・通学	2,556	48.7%	2,467	52.1%	89	17.5%
他市町村で従業・通学	2,689	51.3%	2,270	47.9%	419	82.5%
伊 万 里 市	1,079	20.6%	832	17.6%	247	48.6%
有 田 町	829	15.8%	765	16.1%	64	12.6%
佐 世 保 市	352	6.7%	316	6.7%	36	7.1%
武 雄 市	105	2.0%	70	1.5%	35	6.9%
佐 賀 市	67	1.3%	41	0.9%	26	5.1%
そ の 他	257	4.9%	246	5.2%	11	2.2%

(資料)平成12年国勢調査

(注1)通勤・通学率が1%以上の市町のみ市町名掲示。1%未満はその他に集約。

(注2)パーセントは小数第二位を四捨五入して、小数第一位までを表示。

## (2) 流入状況

有田町の流入状況を見ると、西有田町（829人、9.7%）、伊万里市（823人、9.6%）、山内町（636人、7.4%）からの流入者が多くなっています。

西有田町では、伊万里市（523人、13.7%）、有田町（323人、8.5%）からの流入が多くなっています。

流入数と流出数を比べると、有田町では2,403人が町外に流出し、3,785人が流入しており、流入超過となっています。

西有田町では、2,689人が町外に流出し、1,253人流入しており、流出超過となっています。

### 有田町の通勤・通学流入状況

	総数		就業者		通学者	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
当地で従業・通学する者	8,583	100.0%	7,674	100.0%	909	100.0%
自市町に常住	4,798	55.9%	4,529	59.0%	269	29.6%
他市町村に常住	3,785	44.1%	3,145	41.0%	640	70.4%
西有田町	829	9.7%	765	10.0%	64	7.0%
伊万里市	823	9.6%	657	8.6%	166	18.3%
山内町	636	7.4%	567	7.4%	69	7.6%
武雄市	413	4.8%	318	4.1%	95	10.5%
波佐見町	312	3.6%	217	2.8%	95	10.5%
佐世保市	309	3.6%	287	3.7%	22	2.4%
その他	463	5.4%	334	4.4%	129	14.2%

(資料) 平成12年国勢調査

(注1) 通勤・通学率が1%以上の市町のみ市町名掲示。1%未満はその他に集約。

(注2) パーセントは小数第二位を四捨五入して、小数第一位までを表示。

### 西有田町の通勤・通学流入状況

	総数		就業者		通学者	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
当地で従業・通学する者	3,809	100.0%	3,713	100.0%	96	100.0%
自市町に常住	2,556	67.1%	2,467	66.4%	89	92.7%
他市町村に常住	1,253	32.9%	1,246	33.6%	7	7.3%
伊万里市	523	13.7%	519	14.0%	4	4.2%
有田町	323	8.5%	322	8.7%	1	1.0%
佐世保市	152	4.0%	152	4.1%	-	-
武雄市	68	1.8%	67	1.8%	1	1.0%
山内町	58	1.5%	58	1.6%	-	-
その他	129	3.4%	128	3.4%	1	1.0%

(資料) 平成12年国勢調査

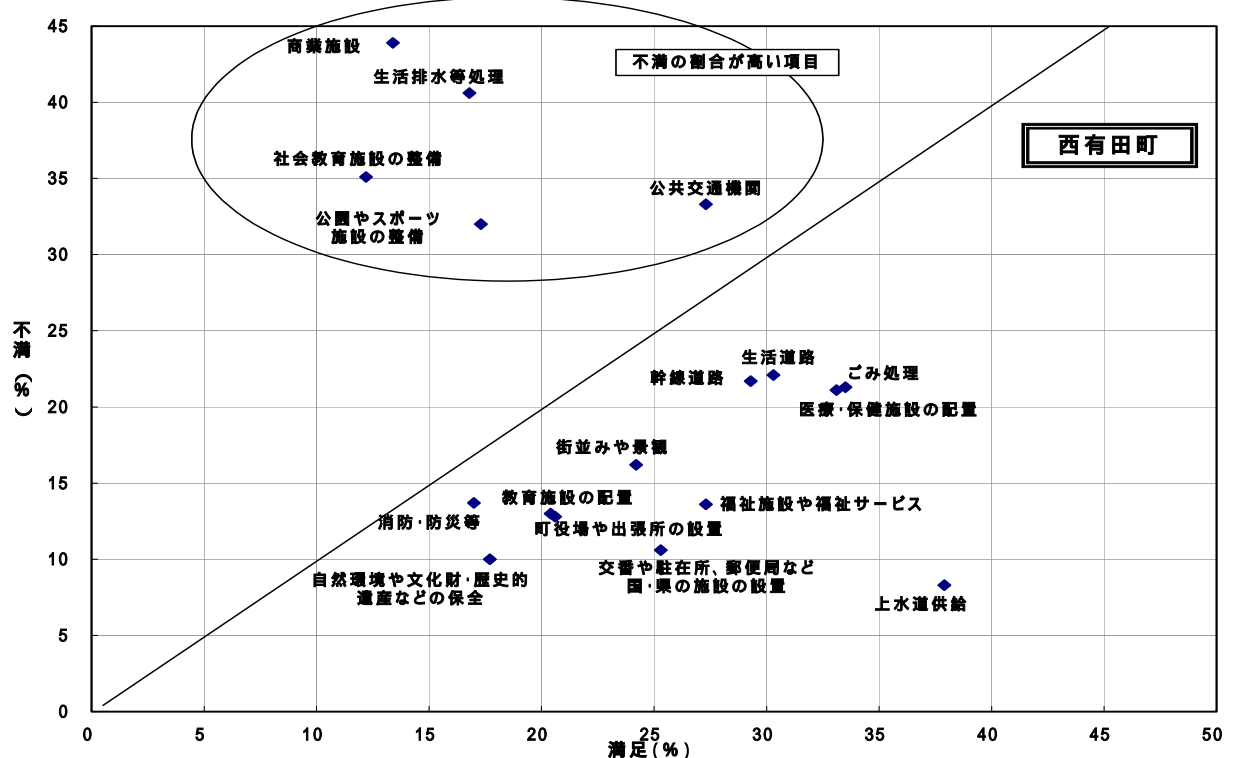
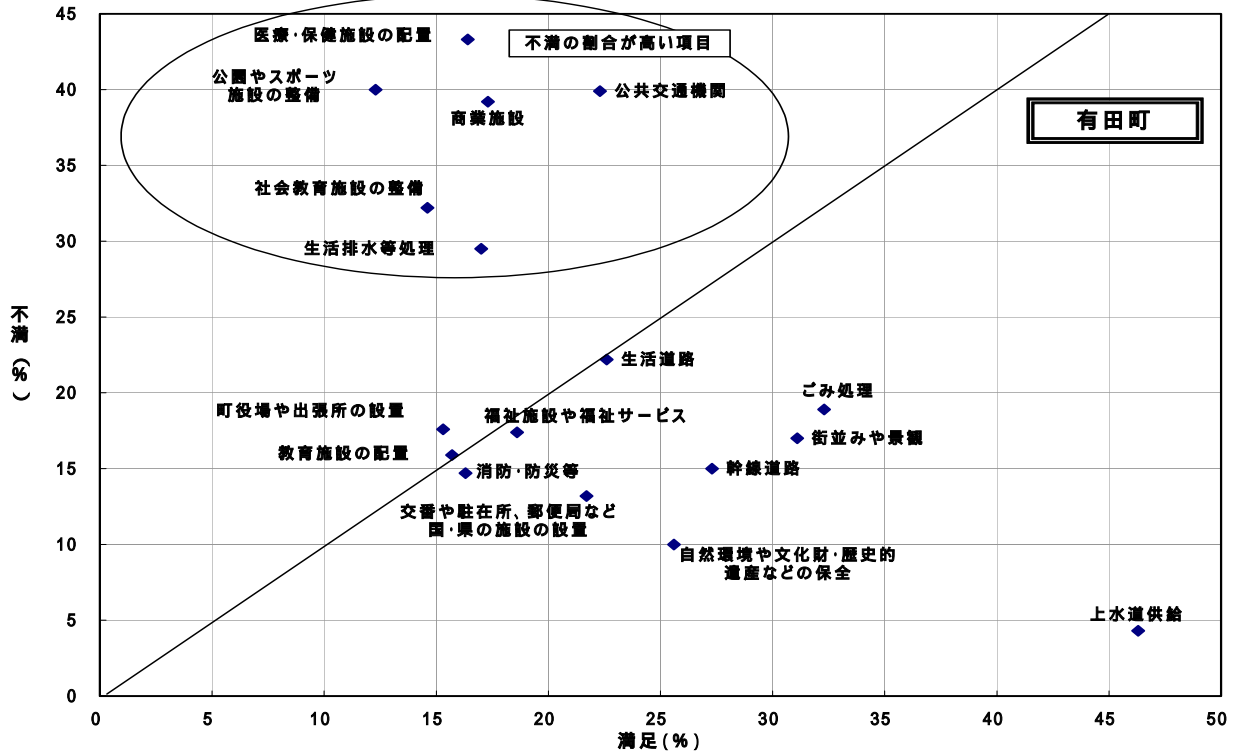
(注1) 通勤・通学率が1%以上の市町のみ市町名掲示。1%未満はその他に集約。

(注2) パーセントは小数第二位を四捨五入して、小数第一位までを表示。

## 6 住民からみた現状評価（住民アンケートより）

平成14年12月に実施した住民アンケートから現状評価をみると、二町とも、公共交通機関の利便性、生活排水・汚水処理、商業施設、図書館などの社会教育施設、公園やスポーツ施設に対する不満の割合が高くなっています。

### アンケート調査にみる現状評価



## 7 新しいまちづくりの課題

現在の二町の総合計画などの既存の資料のデータも整理して、新しいまちづくりにあたって課題となる点をまとめてみました。

### 【 有田町の主な課題 】

人口減少の抑制と交流人口の拡大

安心して子どもを産み育てられる行政サービスの充実

中心商店街の活性化

ファインセラミックス( )等の窯業技術開発とサービスの多様な展開

小規模事業所の経営体質強化

観光振興

定住促進のための生活環境・居住環境の整備

安心とやすらぎの生活環境の整備(下水道整備、交通網整備)

防災体制の整備

文教施設・児童施設の整備

福祉サービスの充実

( ) [ファインセラミックス] 耐熱性・耐食性に優れ、絶縁性・半導体性など多彩な特性を示すセラミックス(陶磁器・ガラスなど非金属無機材料の総称)のこと。通信・精密機械・医療などの分野で利用が進んでいる。ニューセラミックスともいう。

### 【 西有田町の主な課題 】

地域福祉活動のネットワーク化

健やかに子育てができる地域づくり

交流が生まれる生涯学習の振興と充実

農業生産体制の整備と魅力ある農業振興

企業誘致の促進等による雇用の場の確保

安全で快適な居住環境の整備(下水道整備、交通網整備等)

水資源の確保

防災体制の整備

集落を中心としたコミュニティの育成

文教施設の整備

## 総合計画に掲げられるまちづくりの方向性

町名	将来都市像（将来像）	施策展開
有田町	国際的な陶磁文化のまち 肥前窯業圏中枢のまち	にぎわいのあるまち
		活力のあるまち
		知性と感性のあるまち
		安心のまち
西有田町	ひとが輝く「結い」と「環」の郷・ 西有田 〔基本姿勢〕 新時代をひらくまちづくり 世界に誇れるコミュニティづくり ひとの重視 環境との調和、循環するまち 連携のとれたまちづくり	暮らしづくりプラン 〔コミュニティで支える安らぎの町〕
		人づくりプラン 〔想いをもって歩き出せる人づくり〕
		仕事づくりプラン 〔新たな町の可能性を求めて〕
		街づくりプラン 〔うるおいある生活環境を目指して〕
		協働まちづくりプラン 〔地域とともに行動する行政〕

## 産業・資源等

町名	主な産業	地域資源	特産品
有田町	陶磁器など	泉山磁石場・大公孫樹・有田内山の町並み・天狗谷窯跡・有田ダム周辺・有田陶磁美術館・トンバイ堀・陶山神社・県立九州陶磁文化館・歴史と文化の森公園・山辺田窯跡など	有田焼、お茶など
西有田町	農業・畜産業・陶磁器・精密機械など	竜門峡・棚田・唐船城址・坂の下縄文遺跡・中尾岳岩陰遺跡・原明古窯跡・歴史と文化の森公園・黒髪山・国見山など	はがくれ牛・手作りハム「田舎もん」・産直棚田米・たまねぎ・みかん・ぶどう・プロイラー・有田焼など

### 第3章 主要指標の将来推計

平成7年と平成12年の国勢調査による男女各年齢別人口を基礎データとして平成27年までの人口をコーホート要因法( )により予測しました。

総人口をみると、平成12年22,314人が平成27年には20,968人となることが予想されます。年代別にみると、0～14歳までの年少人口(割合)は、平成12年の3,649人(16.4%)から平成27年は2,673人(12.7%)に減少する一方で、65歳以上の老年人口(割合)は、平成12年の4,848人(21.7%)から平成27年は6,155人(29.4%)に増加することが予想されています。少子・高齢化が今後も進行するものと思われます。

一世帯当たりの人員は、平成12年の3.2人から平成27年が2.7人となり、核家族化がさらに進むものと思われます。

また、就業人口は、平成12年11,273人が平成27年には10,347人になると予想されます。

[コーホート要因法] 将来人口を推計する方法のひとつ。基準となる年の男女別・年齢別人口を出発点とし、これに年齢別の生残率や社会人口移動率、出生率、出生性比を反映させて将来人口を計算します。

#### 主要指標の推計値

区 分	実測値		予測値			
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
総人口(人)	22,818	22,314	21,984	21,524	20,968	
年 齢 別 人 口	年少人口(人) (0～14歳)	4,124 18.1%	3,649 16.4%	3,232 14.7%	2,911 13.5%	2,673 12.7%
	生産年齢人口(人) (15～64歳)	14,446 63.3%	13,811 61.9%	13,421 61.0%	12,954 60.2%	12,140 57.9%
	老年人口(人) (65歳以上)	4,248 18.6%	4,848 21.7%	5,331 24.2%	5,659 26.3%	6,155 29.4%
	世帯数(世帯)	6,731	6,881	7,187	7,463	7,738
1世帯当たり人員(人)	(3.4人)	(3.2人)	(3.1人)	(2.9人)	(2.7人)	
就業人口(人)	12,090	11,273	11,173	10,872	10,347	
就業率(%)	53.0%	50.5%	50.8%	50.5%	49.3%	

(注)パーセントは小数第二位を四捨五入しているため、必ずしも合計が100にはならない。

## 第4章 新町建設の基本理念・将来像・基本方針

### 新町建設の基本理念・将来像・基本方針体系

#### <基本理念>

ひとが輝き  
やさしさにあふれた  
まち

自然とともに  
躍進するまち

伝統文化が  
進化するまち

#### <将来像>

ひとが輝き 世界へはばたく  
土と炎のまち 有田

#### <基本方針>

協働により、行財政の効率化を図るまち  
(行政・住民参画)

共に支えあう、健やかなまち  
(福祉・保健・医療)

安全・安心な、やすらぎに満ちたまち  
(環境・生活基盤)

新しい出会いにつながる交流のまち  
(交流・観光)

伝統を生かした、活力ある産業を創るまち  
(産業振興)

ゆとりある心が育つ結いのまち  
(教育・文化)

\*内容は、「第6章 新町の施策」の章で示しています。



## 1 基本理念

新町のまちづくりは、それぞれが持つ固有の文化や産業などの地域資源を最大限に活かし、すべての住民が一体となって取り組んでいくことが不可欠であると同時に、山や川、田園などの豊かな自然環境を守り、これと共生していく姿勢も大切であるという視点に立ち、3つの理念の具体的な内容を考えました。

### ひとが輝き やさしさにあふれたまち

#### 住民の交流を推進します

新町を築くのはそこに住む人々です。住民の交流を深め、相互の融和を促進することで、より大きな活力が生まれます。

それぞれの地域内の人と人のつながりを大切に守りながら、各地域間の交流へと広がっていきます。

#### 住民と行政の協働( )によるまちづくりを進めます

地方分権が進む中、これからのまちづくりは、住民と行政の連携を深め、住民が主体となって進めていくことが重要です。

各地域の実情を踏まえながら、住民と行政の協働によるまちづくりを進めます。

[協働] 同じ目的のためにお互いに深く機能し合いながら力を合わせるということ。それぞれの主体が、互いの特性や社会的役割を尊重し、対等かつ自由な立場で、共通の目的を持って力を合わせていくことを表しています。

#### 近隣地域と幅広い分野での連携を強化します

新町の一体化を推進することで、近隣地域との関係をさらに強めることが可能となり、それが新町をさらに発展させていきます。

新町の持つ資源を総合的に活かしながら、人の交流だけでなく、情報や物の交流など幅広い分野で近隣地域との連携を強化し、さらに、福岡都市圏<sup>など</sup>との交流を活性化し、交流人口の増加に努めます。

#### 世界との人・物・文化の交流を推進します

有田は陶磁器を通して古くから世界の各都市と盛んな交流を行ってきました。今後ともグローバルな視点から、人や物、文化の国際交流を推進し、産業の振興や、国際感覚を持った人材の育成を進めます。

## 自然とともに躍進するまち

豊かな自然と共生するまちをつくります

豊かで美しい自然を守っていくには、自然と共生しながら暮らす社会環境づくりが求められています。

すべての住民が豊かな自然のもたらす恵みを共有できる、自然環境に負荷の小さい資源循環型社会( )の実現を目指します。

[資源循環型社会] 廃棄物処理が自然環境に与える影響を小さくするため、廃棄物を原料や肥料、燃料などに再生して再利用するなど、産業活動から日常生活にわたって廃棄物の発生を抑制するシステムが確立された社会のこと。2000年に制定された「循環型社会形成推進基本法」と「資源有効利用促進法」などの個別法によって推進されています。

自然の恵みを活かします

この地域が有する自然は新町にとって貴重な資源であり、これらがもたらす恵みは大きな財産です。

農業や観光などにおいて、自然の恵みを活かし、さまざまな魅力や文化を築いていきます。

美しい自然を次世代に残します

生活に恵みをもたらす、心に癒しを与える豊かな自然を守り、未来に残していくことは住民すべての願いであり、責務です。

地域文化の源でもある自然の価値や生態系について学び、これを保全し、次代を担う子どもたちに引き継いでいきます。

## 伝統文化が進化するまち

### 地域の文化を守り、活かします

新町には、有田焼に代表される伝統製品のほか、歴史に育まれた伝承芸能や祭りなど多彩な伝統文化があります。

これら独自の文化を大切に守り、受け継いでいくとともに、郷土愛を育む文化として育成し、さらに、魅力ある観光資源として活かします。

### 魅力ある産業を育てます

新町が新たな発展を遂げていくためには、産業の振興により地域経済の活性化が何より重要です。

この地域が誇る陶磁器産業はもちろん、農業や工業などの基幹産業を、この地域が持つ土地、人といった資源を最大限に活用して、これまで以上に伸ばし育てていくとともに、産業振興のための条件を整えます。

### 新たな価値を創ります

新町にはブランド性の高いやきものや農畜産物などがありますが、地域間競争に勝ち残っていくためには新たな魅力を加えることも欠かせない要素です。

複数の魅力の融合や新たな開発によって、産業、観光、地域文化において新たな付加価値や魅力を創出します。

## 2 将来像

# ひとが輝き 世界へはばたく 土と炎のまち 有田

私たちには、守り育ててきた文化や自然があり、これを未来へ継承する責務があります。私たちが創る新町のまちづくりには、この「文化」と「自然」、それに「人」を最大限に活かした次の視点が求められています。

豊かで美しい田園やまち、山、川を形成し、農産物など多くの恵みをもたらす「自然」を活かしたまちづくり

歴史に支えられ、地域最大の魅力である陶磁文化を育て、商工業や観光の振興に活かし、さらには世界へ向けて発信するなど、「やきもの」を活かしたまちづくり

住民一人ひとりの声や活動を尊重し、住民相互の「協働」と、住民と行政の「協働」による「ひとが主役」のまちづくり

信頼され親しみのあるコミュニティ( )を確立し、ふるさと再生と「郷土愛」を育むまちづくり

[コミュニティ] 同一地域に居住し、共通の意識や価値観、行動規範などをもつ人々の集団のこと。「地域的生活共同体」や「地域社会」とも訳されます。この集団の地域活動を「コミュニティ活動」と呼びます。

そこで、私たちは、目標とする新町の将来都市像を『**ひとが輝き 世界へはばたく土と炎のまち 有田**』と定め、この実現を目指していきます。

### 3 基本方針

新町が目指す『ひとが輝き 世界へはばたく土と炎のまち 有田』を実現するためには、町民と行政が協働により、地域が持つ固有の資源や魅力ある文化、産業を最大限に活かし、これを結集した施策を展開していかなければなりません。

このための施策の方向を示すため、次の6つの柱を定めます。

協働により、行財政の効率化を図るまち（行政・住民参画）

共に支えあう、健やかなまち（福祉・保健・医療）

安全・安心な、やすらぎに満ちたまち（環境・生活基盤）

新しい出会いにつながる交流のまち（交流・観光）

伝統を生かした、活力ある産業を創るまち（産業振興）

ゆとりある心が育つ結いのまち（教育・文化）

## 協働により、行財政の効率化を図るまち

社会環境の変化や価値観の変化に伴って多様化・高度化する住民のニーズに応え、きめ細かなサービスの提供や個性的で活力のあるまちづくりを行っていくためには、住民が主体的かつ積極的にまちづくりへ参画し、行政と協働していくことが重要です。

このため、速やかに新町の一体化を図り、住民の一体感と協働意識を醸成するとともに、行政情報を住民と共有し、住民の声を反映しながら、住民や住民活動団体( )、民間企業等が積極的に町政に参画できるシステムづくりや住民と行政の協働によるまちづくりを進めます。

この「住民と行政の協働」の姿勢は、すべての施策を進めるうえでの基本となるものです。

また、多様化・高度化する住民ニーズや地方分権に的確に対応するため、行政事務の高度情報化や組織の効率化、職員の資質向上などを積極的に進め、行財政運営の効率化や財政基盤の強化を図ります。

[住民活動団体] まちづくり、福祉、環境保全、教育、芸術文化、国際協力・国際交流など住民生活にかかわるあらゆる分野で、住民が自発的、継続的に行う活動を「住民活動」といい、この活動を行う団体のこと。

## 共に支えあう、健やかなまち

新町においても少子・高齢化の進行が予想され、これに対応する福祉施策の充実が必須の課題となっています。また、保健や医療の施策の充実も強く求められています。

このため、それぞれの町において進められてきた関連施策を発展的に継承し、すべての住民が安心して健康に暮らせるまちを実現するために、福祉・保健・医療の施策を一体的に展開し、充実を図ります。

福祉については、高齢者や障害者が安心して日常生活を送るための福祉サービスの充実や、高齢者の人材活用、子育て環境の整備などの少子化対策の充実を図るほか、これらの施策の効果を高めるために、地域における相互扶助の環境整備と、コミュニティや住民活動団体が行う社会福祉活動への支援を図ります。

また、保健については、住民の健康づくり意識を高めるとともに、各種健康診査や健康相談の充実を図るなど、住民すべての健康づくりを推進します。

医療については、高度な医療技術の充実に努めます。

## 安全・安心な、やすらぎに満ちたまち

二町は、有田川や黒髪山などの豊かな自然に恵まれ、その豊かな自然が地域の産業や文化を育んできました。新町においては、地域の貴重な資源であり、魅力のひとつであるこの自然環境を守り育てるまちづくりが求められています。また、住民の生活を支える道路や上水道などの社会資本の整備は、新町の一体性と発展を図る上でも欠かせない要件です。

このようなことから、資源循環型社会の構築に向け、住民と事業者、行政の役割分担を明確にし、ごみなどの廃棄物の排出抑制や再利用、再資源化を推進するとともに、水質保全や森林育成、環境美化など、地域の自然と調和した総合的な環境保全施策を推進することで、すべての住民が自然と共生して生活するまちづくりを進めます。

また、住民の生活を支える道路や上下水道などの社会資本の整備については、高齢者や障害者、さらには自然環境に配慮するとともに、地域の均衡ある発展に資するため計画的な整備を進めるほか、住民の生活に即したコミュニティバス( )の運行など公共交通体系の整備充実を図ります。

さらに、住民の暮らしの安全を守るために、消防・救急・防災体制の整備を図ります。

[コミュニティバス] 路線バスなどの交通機関では対応できていない地域の交通需要に応えるために、主に自治体が主体となり運行しているバスのこと。

## 新しい出会いにつながる交流のまち

二町は、これまで人と人、地域と地域のつながりを大切にし、それぞれに地域住民の交流や近隣地域との連携、国際交流を進めてきました。新町においてもこの姿勢は引き継いでいかなければなりません。また、新町は世界に通用する陶磁文化や、美しい自然景観など魅力的で多彩な観光資源を有しており、これらの資源を活かした観光の振興を図ることも期待されています。

このため、住民間の交流を深め、住民相互の協働による新町の一体性を確保するとともに、近隣地域との連携を促進し、食(農業)と器(有田焼)を取り入れた産業の活性化と交流人口の増加を図ります。特に新町への観光流入人口の増加を図るため、陶磁文化や自然景観などを活かし、また、これらと地域産業などを連携させ、新たな観光事業を取り入れた観光振興策を展開します。

さらに、世界の各都市と姉妹・友好都市交流を培ってきたこれまでの実績と有田焼という世界的なブランドを活かし、世界各地との文化、人、物の国際



交流を推進し、個性的で国際性豊かなまちづくりを進めます。

### 伝統を生かした、活力ある産業を創るまち

新町が自立し、他地域との競争に勝ち残っていくためには、住民の働く場である産業が活性化しなければなりません。働く場が確保されれば若年層などの流出も抑制されます。また、地域間競争や国際競争が激しさを増す中において、農業や陶磁器産業などこれまで地域を支えてきた産業のほかに、新たな産業を創出することも求められます。

このため、企業誘致をさらに推進するほか、地域固有の農畜産物、観光、技術などのさまざまな資源を活かした産業振興を積極的に推進します。

また、豊かな自然を活かした農林業や、伝統技術によって培われてきた陶磁器産業など地域に根ざした産業の活性化を図るとともに、自然環境を活かした新たな産業の創造を推進します。

このほか、地域資源を最大限に活用した商店街の活性化策や、異業種の連携強化策などにより、新たな付加価値の創出による産業の振興を図ります。

### ゆとりある心が育つ結いのまち

新しい時代に即応した活力あるまちづくりを進めるためには、地域や住民がまちづくり活動に主体的に取り組むことが重要であり、これらの活動の担い手となるリーダーを育成することが必要です。また、国際化や情報化が進展する時代に即応できる人材や、地域の将来を担う青少年を育成することも重要です。

このため、学校・家庭・地域の連携の強化など教育環境を充実し、児童・生徒の個性や能力を伸ばします。さらに、地域の伝承芸能や地域文化、芸術に接する機会を拡大し、郷土愛や感性を育て、地域住民の互いに助け合う心、結いの心を大切にしたコミュニティを育成します。

また、陶磁器産業や農業など地域産業の担い手や技術者を育成する学習会など、地域の活性化に結びつく社会教育事業を展開するほか、子どもから高齢者までいつでも気軽に参加できる文化活動や学習活動、スポーツ活動の機会を拡充し、生涯学習と生涯スポーツの振興を図ります。

さらに、陶磁文化や農村文化など各地域の個性的な文化の保全や伝統芸能の後継者育成などを支援するとともに、これらを観光やまちづくりなどに多面的に活かし、町内外に広げていきます。



## 第5章 地域別整備方針

### 1 新町の都市構造

#### (1) 都市構造の基本となる自然軸・都市軸

新町の東部と西部の山林、南北に流れる河川から構成されるのが自然軸です。

また、新町における諸活動の軸として機能している国道35号と国道202号並びにJR佐世保線、松浦鉄道などを始めとした町内や広域の交流を支える基盤で構成されるのが都市軸です。

これらの自然軸と都市軸を新町の基本骨格とします。

##### 自然軸

自然軸は、東部の黒髪連山、西部の国見連山の緑豊かな山林と有田川の親水空間を結び、山と川の多様な生物生息地域、レクリエーション地域、農林業生産地域として整備を進めます。

##### 都市軸

都市軸は、生活行動と広域交流を支える軸として、また、町内の生活拠点、産業拠点、レクリエーション拠点などを相互に結ぶ交流・連携を支える軸として整備を進めます。

国道35号、国道202号をはじめとした幹線道路整備は、さまざまな交通を円滑にする交通機能、質の高い街路空間、軸にふさわしい沿道景観など、新町の個性を感じる魅力とにぎわいのある空間として整備を進めます。

また、JR佐世保線、松浦鉄道は、町内や周辺市町村を結ぶ公共交通機関として、交流を通じた新町の発展に寄与します。

#### (2) 拠点及びゾーン

##### 生活文化拠点

生活文化拠点は、町内の生活の核となる空間であり、その地域で培われてきた資源や文化を最大限に活用して個性的な生活空間を実現する拠点として位置づけます。

##### やきもの拠点

新町の最大の特徴となる『やきもの』に関連する地区は町内全域に点在していることから、新町全体をやきもの拠点とします。産業としての『やきもの』だけでなく、泉山磁石場、伝統的建造物群保存地区、九州陶磁文化館な

どとも関連づけ、陶磁文化や観光の核となるよう整備を進めます。

### **産業拠点**

有田焼卸団地、赤坂工業団地、前原工業団地及びその周辺の工業・流通地であり、新町の産業発展と雇用拡大の核となる拠点として産業集積を進めます。

### **福祉保健医療拠点**

福祉施設や保健施設、病院が立地する地域であり、新町の福祉・保健・医療サービスの核となる拠点として位置づけます。

### **交通拠点**

J R 佐世保線、松浦鉄道の各駅、西九州自動車道波佐見・有田インターなどであり、新町の玄関口であることから、交通の要として位置づけます。

### **沿線商業ゾーン**

国道 35 号、国道 202 号の沿道には、沿道型商業系施設を誘致します。その際には、自動車交通の円滑な流れを確保します。

### **自然保養ゾーン**

「21 世紀に残したい日本の自然 100 選」に選ばれた黒髪山周辺の豊かな山林地域であり、竜門の清水は「名水 100 選」に選ばれており、国見湖畔公園などの恵まれた自然を保全するとともに、森林とのふれあいの場として位置づけます。また、有田ダムは秘色の湖と呼ばれ、自然あふれる空間となっています。また、これらの地域はそれぞれキャンプ地を擁しており、自然保養ゾーンとして整備を図ります。

### **農業景観保全ゾーン**

国見山腹の岳の棚田一帯であり、「日本の棚田百選」に選ばれており、先人たちが築いた貴重な遺産を保全するとともに、都市と農山村との交流の場として位置づけます。

### **自然公園ゾーン**

黒髪山県立自然公園地域であり、いたるところに奇岩、巨岩がそびえる特異な景観や天然記念物のカネコシダなどの植物の宝庫となっており、これらの貴重な自然を保全します。

## 2 地域区分と整備方針

新町は、平野部の「市街地地域」、平野部から山麓部の「集落と農業の振興地域」、東部と西部の「緑豊かな山林地域」から構成されます。

それぞれの地域の整備方針を次に示します。

### 市街地地域

有田市街地、西有田市街地と両市街地を結ぶ国道 35 号、国道 202 号沿道並びに JR 佐世保線、松浦鉄道の各駅周辺などの地域であり、住宅や住環境を整備するとともに、公共サービスや産業経済の集積、歴史・文化施設などの都市的な集積を進めます。

また、町並み景観の整備や都市環境の美化などを図り、新町内外の人々が快適に過ごせる陶磁文化や歴史に満ちた観光地としても整備を進めます。

### 集落と農業の振興地域

農林業的土地利用を主とする地域で、新町の平野部から山麓部に広がる農地と点在する集落から構成されています。

本地域は食料の安定供給、農地や山林の多面的機能を活用した、農林業の持続的発展を図っていくため、生産基盤の整備と農林業経営の改革や消費者重視の営農活動などにより、収益性が高く、魅力ある農林業への再編を図ります。

また、本地域は農林業生産の場としてだけでなく、集落地区としての生活の場でもあり、住民が快適で豊かさを実感できる集落環境の整備、市街地地域とのアクセスを容易にする道路・公共交通などの交通基盤の整備などを進めます。

### 緑豊かな山林地域

自然的土地利用を主とする地域で、新町の東部と西部の豊かな森林資源を有した山林地域です。

本地域は優れた景観や貴重な生態系を有する自然林として、また、水源かん養や自然保養などの役割を持つ環境林として保全・整備します。

また、住民に親しまれる森林や里山づくりを進めるとともに、自然保養ゾーンや農業景観保全ゾーンなどの自然保全・レクリエーション拠点を核として、住民や観光客に緑豊かな景観やいこいと安らぎを提供し、人と自然が共生する場として整備を進めます。

# 地域別整備方針図



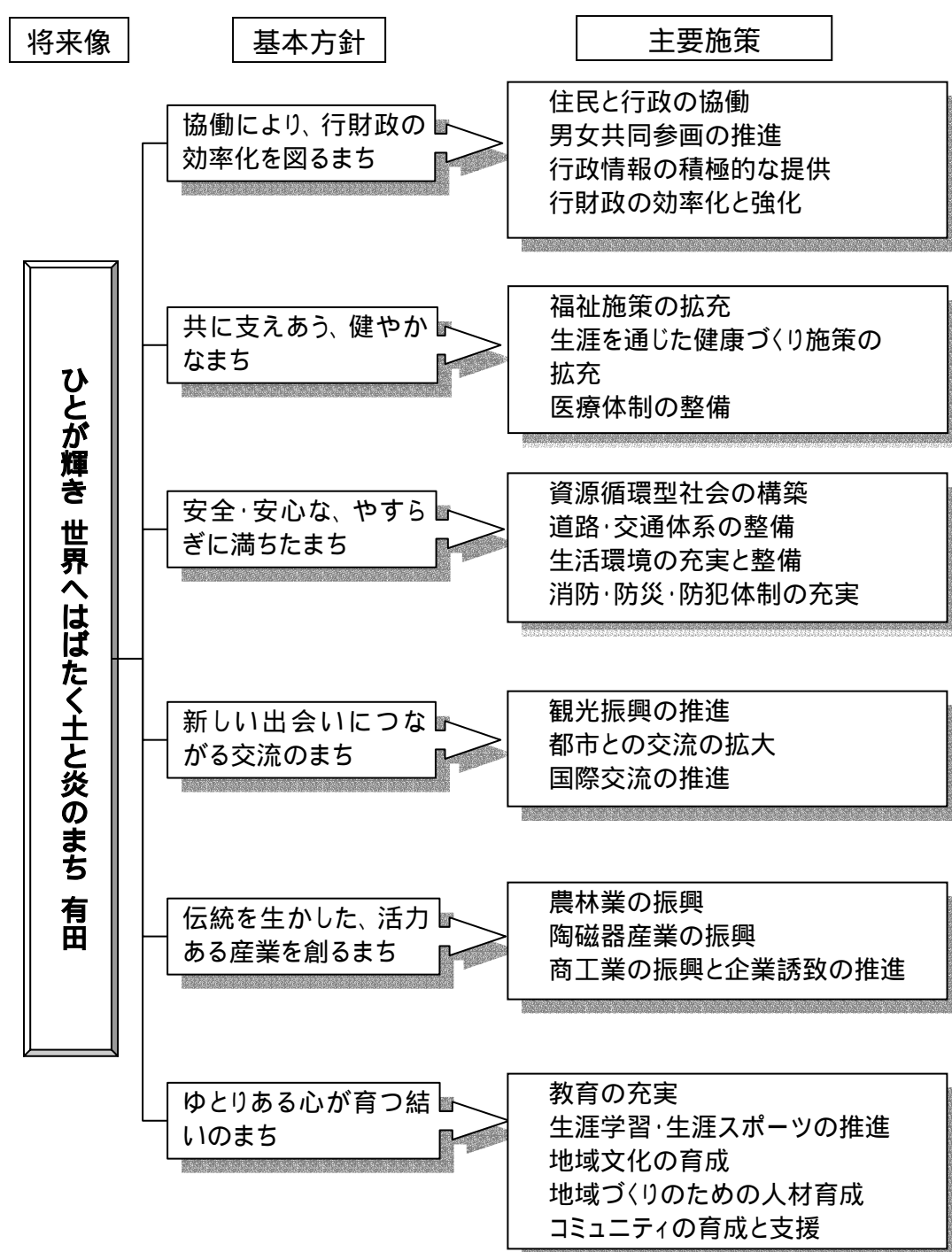
凡 例	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #f08080; border: 1px solid black;"></span>	市街地地域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #ffff00; border: 1px solid black;"></span>	集落と農林業の振興地域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #90ee90; border: 1px solid black;"></span>	緑豊かな山林地域 (自然軸)
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border: 2px solid orange; border-radius: 50%;"></span>	生活文化拠点
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border: 2px solid yellow; border-radius: 50%;"></span>	やきもの拠点(全域)
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border: 2px solid red; border-radius: 50%;"></span>	産業拠点
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border: 2px solid blue; border-radius: 50%;"></span>	福祉保健医療拠点
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border: 2px solid purple; border-radius: 50%;"></span>	交通拠点
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #ffff00; border: 1px dashed black;"></span>	沿線商業ゾーン
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #add8e6; border: 1px dashed black;"></span>	自然保護ゾーン
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #ffff00; border: 1px dashed black;"></span>	農業景観保全ゾーン
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #90ee90; border: 1px dashed black;"></span>	自然公園ゾーン
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border: 1px dashed black; border-radius: 50%;"></span>	自然・歴史・文化・レクリエーション拠点
<b>都市軸</b>	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #ff4500; border: 1px solid black;"></span>	国道
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #000000; border: 1px solid black;"></span>	主要地方道など
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #808080; border: 1px solid black;"></span>	鉄道
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #008000; border: 1px solid black;"></span>	西九州自動車道
<b>自然軸</b>	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border-bottom: 1px dashed blue;"></span>	河 川



## 第6章 新町の施策

### 1 施策の体系

新しいまちの将来像にふさわしいまちづくりを推進するため、6つの基本方針、地域別整備方針を踏まえ、施策の体系を次のように決めました。



## 2 分野別施策・事業

### (1) 協働により、行財政の効率化を図るまち（行政・住民参画）

#### 住民と行政の協働

新町が一つに融合し、個性的で活力のある地域を創造していくためには、住民がこれまでの地域の枠や世代を超えて主体的かつ積極的に町政に参画し、住民と行政が連携し協働による地域経営を行っていくことが重要となります。

このため、住民の一体感やまちづくりへの参画意識、協働意識を醸成する施策をあらゆる行政分野において展開するとともに、各種審議会などへの住民の参画を進め、施策の計画から執行、管理、評価までのあらゆる段階において、住民や住民活動団体などが主体的に町政に参画し、その成果を互いに享受できるシステムを構築します。

また、住民活動団体やNPO( )などの民間団体に対して必要な情報を提供するなど、その活動環境を整え、これらの団体を積極的に育成、支援します。

[NPO(Nonprofit Organization)] 行政や企業とは別に社会的活動を行う非営利の民間組織のことで、平成10年(1998年)に成立した「特定非営利活動促進法(NPO法)」の規定に基づいて設立された法人をいいます。

#### 具体的施策・事業

新庁舎建設計画事業  
地域活動支援事業  
新町の総合プランづくり事業  
NPOとの連携事業  
広聴活動、各種委員会、審議会の充実

#### 男女共同参画の推進

すべての住民が真に豊かさを享受できる地域社会を築くためには、男女が性の区別なく一個人として尊重され、町政や職場、地域などのあらゆる場に同等に参画し、利益を等しく享受していかなければなりません。

このため、情報発信や学校教育、社会教育などを通じて人権尊重を基本にした男女平等の意識の啓発を図り、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる社会活動に参画できる男女共同参画社会の形成を進めるとともに、そのための民

間活動を支援します。

#### 具体的施策・事業

男女平等意識の普及・啓発  
男女共同参画社会の充実  
人権教育の推進事業

#### 行政情報の積極的な提供

住民に開かれた行政として、生活者の視点に立ったまちづくりを進めることが求められています。

このため、行政情報を積極的に広報し、住民と行政が情報を共有するとともに、行政の透明性を高めます。また、地域格差のない効果的な行政サービスを実現するために、パブリックコメント( )やアンケート調査などの活用により住民の意見を政策に反映できるシステムを確立し、住民と行政が協働していく環境を整えます。

[パブリックコメント] 行政機関などが意思決定の過程において広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見や情報を考慮して意思決定を行うこと。

#### 具体的施策・事業

広報活動の充実  
情報通信基盤整備の推進

#### 行財政の効率化と強化

組織の合理化を進め、行財政運営の効率化を図るなど、継続的に行財政改革を進めるとともに、行政評価システムの確立や民間の経営手法の活用などを進め、行政基盤の強化を図り、住民ニーズに即応した効果的な行政サービスの提供に努めます。

また、新町が自らの責任により独自のまちづくりを推進するために、職員の

意識改革や研修による資質の向上を図るとともに、専門的で高度な知識や技術を有する職員を配置するなど、効率的で機能的な組織体制を構築します。

さらに、情報通信システムの整備など高度情報化を進め、公共施設などの連絡体制や窓口機能を強化し、住民への窓口サービスの充実を図るとともに、事務処理の迅速化を図ります。

#### 具体的施策・事業

行政事務処理システム統合整備事業

行財政改革の推進

職員の能力開発の推進

行政評価システムの確立

民間活用による事務処理の推進



## (2) 共に支えあう、健やかなまち(福祉・保健・医療)

### 福祉施策の拡充

高齢者や障害者などに対する社会福祉や介護のニーズは、在宅での生活支援を重視する傾向にあり、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすための社会的支援システムづくりが求められています。

このため、高齢者や障害者を地域全体で支える環境を整備するとともに、高齢者や障害者が自立した生活を続けていけるよう、ノーマライゼーション( )の考え方を基本として福祉サービスや介護サービスを充実するほか、高齢者や障害者が利用しやすいよう、道路や公共施設の整備を行うとともに、保健や医療との連携などによる支援体制を構築します。

進行する少子化への対応策として、次世代育成支援行動計画に基づき、子育てについての相談体制の強化や、延長保育・一時保育・休日保育、放課後児童クラブ( )の充実などにより、子育てがしやすい環境を整備するとともに、地域全体で子育てを支える活動を支援します。

各種福祉施設については、地域の実情やバランスを考慮しながら、既存施設の有効活用と機能の充実を図り、多様化・高度化する福祉ニーズに対応します。また、地域や住民活動団体などが行う福祉活動への支援とこれらの活動のネットワーク化、住民ボランティア等の人材育成など、地域や民間団体との連携による多様な福祉施策を展開します。

[ノーマライゼーション] 障害者等を特別視するのではなく、地域の中で普通の生活を送れるよう条件を整えることを当然とする考え方(または、その運動や施策)のこと。

[放課後児童クラブ] 昼間に保護者のいない家庭の小学校低学年児などに対し、学校の空き室などを利用してその保護や指導、遊びによる発達の助長などを行う事業のこと。

#### 具体的施策・事業

子育て支援事業の充実  
高齢者・障害者福祉事業の充実  
福祉ボランティアの人材育成事業  
地域福祉計画の策定  
高齢者の生きがいと健康づくり事業の充実

### 生涯を通じた健康づくり施策の拡充

高齢化に伴う要介護者の増加や、生活習慣病を中心とする疾病構造の変化、ストレスの増大による心の問題など、健康を取り巻く環境が大きく変化している中で、住民が生涯にわたり健康に暮らしていくためには、「健康は自分でつくる」という住民一人ひとりの意識を高めるとともに、それを支援するきめ細かな保健体制の充実が求められています。

一方、少子化・核家族化・地域連帯感の希薄化などに伴う子育て中の母親の育児不安の増大や児童虐待防止への取り組み、性活動の低年齢化などへの思春期保健対策の充実も重要な課題となっています。

このため、健康に関するさまざまな情報を積極的に住民に提供するとともに、保健関係機関と医療関係機関との連携のもと、生活習慣病や要介護状態を予防するための健康づくり事業や各種健康診査の実施、母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進などに関する母子保健対策や思春期保健の充実など総合的な健康づくりを進めます。

また、住民一人ひとりが健康への関心を高め、自ら日常的に健康づくりに取り組む意識を醸成するほか、生活改善に必要な情報の提供を行うなど、心身両面の健康づくりのための環境を整備します。

#### 具体的施策・事業

健康づくり意識の啓発  
母子保健事業の充実  
生活習慣病対策事業の充実  
介護予防事業の充実  
栄養指導、食生活改善推進事業の充実  
健康づくり支援体制の確立

### 医療体制の整備

総合医療や救急医療に対する住民のニーズは高く、これに対応する共立病院の機能の拡充や、住民に良質かつ適切な医療を提供できる地域医療の充実が求められています。

このため、現在の共立病院を高度な医療設備や各種の診療科目を整えた佐賀県西部地域の核となる医療施設として整備を図るほか、夜間や休日に対応できる救急医療体制の拡充、関係機関等との迅速な連絡を可能とする情報通信システムの整備など、住民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する医療体制の整備を図るとともに経営基盤の確立を目指します。

また、民間医療機関との連携を進めるほか、医療情報の提供に努めます。

#### 具体的施策・事業

共立病院の施設整備（増改築）  
小児医療体制の充実  
夜間救急外来診療体制の充実  
救急医療連携体制の確保

### (3) 安全・安心な、やすらぎに満ちたまち(環境・生活基盤)

#### 資源循環型社会の構築

この地域の豊かな自然環境を将来にわたって保全し、快適な生活環境を維持していくためには、大量消費・大量廃棄型の生活様式や社会システムを改め、自然との共生に配慮した資源循環型の社会システムへと転換を図ることが求められています。

このため、資源やエネルギーの効率的な利用、生活用品の長期使用や再利用、廃棄物の再資源化などを進め、生産から消費、廃棄までの各段階で廃棄物の発生を抑制する資源循環型社会の構築を推進するとともに、分別収集と資源回収の拡大などによる廃棄物の減量化とリサイクル( )、不法投棄の監視体制の強化など、適正な廃棄物処理の徹底を進めます。このほか、学校、家庭、地域において環境教育や啓発、環境美化活動を推進し、住民、事業者、行政が一体となって環境への負荷を低減する実践行動の展開を図ります。

また、大気環境や水環境、土壌環境については、国・県と連携しながら工場や事業所からの排出物の監視や指導を行うとともに、河川の整備や森林の育成などによる水質保全を図るほか、公共施設等における電気や燃料の使用の抑制などによる地球温暖化防止対策に努めます。

[リサイクル] 資源の節約や環境汚染防止などのために、廃棄物や不用品等を再生し再利用すること。循環型社会形成推進基本法のもと、廃棄物処理法や再生資源利用促進法(リサイクル法)、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法などの法律により、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)とともに廃棄物対策の3つの推進項目の一つと位置づけられています。

#### 具体的施策・事業

資源ごみリサイクル事業  
廃棄物対策推進事業  
新省エネルギー対策事業の推進  
環境意識の啓発  
不法投棄・公害監視体制の強化

### 道路・交通体系の整備

道路とその交通体系は、人、物、情報の交流と経済活動を促進し、かつ住民の生活を支える社会基盤として重要な役割を担っています。また、すべての住民が安全で快適に利用できるような道路環境や、高齢者や障害者が安心して利用できる公共交通体系も求められています。

このようなことから、近郊都市とを結ぶ高速道路や広域道路、新町の一体性や住民の交流、経済活動を促進する町内の幹線道路について、国・県との連携を図りながら整備を進めるとともに、住民の日常生活の足として機能する生活道路や農道、林道など多様な道路について地域の実情に即した計画的な整備を図ります。

また、高齢者や障害者などの利便性に配慮したコミュニティバス( )の導入や鉄道・バス事業者などとの連携による公共交通体系の整備に努めるとともに、住民が安全かつ円滑に道路を利用するために、バリアフリー( )の視点や地域の実情、景観に配慮し、歩道や公共サイン、誘導看板の設置、緑化などを進めます。

[バリアフリー] 身体障害者や高齢者が社会生活をしていくうえで支障がないように建物や商品をつくること、またはつくられたもの。

#### 具体的施策・事業

国道・県道・町道間のアクセス道路整備事業  
町道整備事業  
新町サイン計画整備事業  
歩道整備事業

### 生活環境の充実と整備

住民が文化的で快適な生活を送り、新町が活力ある発展を遂げていくためには、都市機能の充実が欠かせない課題です。また、中心市街地の活性化や、高齢者や障害者の利便性、さらには、自然環境などに配慮した快適な市街地の整備も求められています。

快適な生活環境や都市環境をつくるために、下水道や浄化槽の整備を進めるとともに、安全な水を安定的に供給していくために、上水道や水資源の開発に努めます。

また、家族や高齢者が憩うとともに、災害時の一時避難場所としても活用できる公園や緑地を整備し、緑豊かな生活環境を構築するとともに、河川などの水辺環境の保全に努めます。さらに、住民生活や産業活動の基盤である土地の有効利用を推進するほか、市街地整備をはじめとした良好な住宅環境づくりに努めます。

#### 具体的施策・事業

汚水整備計画の策定  
総合的な汚水処理事業の推進  
上水道施設の充実  
公園・緑地の整備事業  
土地利用計画の策定  
市街地整備事業の推進

### 消防・防災・防犯体制の充実

建造物の構造の複雑化や新建材、火災危険物の増加により高度な消防機能が求められるとともに、高齢者の増加などにより高度で迅速な救急体制が求められています。また、火災、風水害、地震などによる被害や混乱を最小限に食い止めるための防災体制も重要です。

このように、住民の身体と財産を守るため、高度な機能をもつ情報通信設備や消防車両の配備などにより消防・救助体制の強化を図るとともに、消防団の装備や機材を整備し、消防団活動の活性化を図るほか、自主防災組織の育成や防火意識の啓発に努めます。

また、高度な機能を備えた救急車両の配備や、救急救命士の養成と配置を拡充するとともに、医療機関との連携を強化し、救急体制の充実強化を図ります。

防災対策については、大規模な災害を想定した防災訓練の実施や広報・啓発活動などにより住民一人ひとりの防災意識の高揚を図るとともに、災害時において地域住民が迅速かつ安全に避難できるよう、情報通信体制を整備し、迅速な情報の収集と伝達の機能を高めるほか、防災パトロールの実施や地域住民との連携により日ごろから災害危険個所の把握に努めます。

また、国・県との連携により、治水ダムの整備、地すべり、砂防、急傾斜、河川や危険ため池の改修など、災害に強いまちづくりを進めます。

防犯対策については、住民を事件・事故から守るため防犯や交通安全対策を高め、安全で安心して快適な日常生活が送れるまちづくりを推進します。

#### 具体的施策・事業

- 新町防災計画の策定
- 消防水利・装備等の整備
- 緊急伝達情報システムの整備
- 地すべり等危険地域の整備
- 災害時要支援者対策
- 自主防災活動の推進
- 救急体制の充実・強化
- 防犯・交通安全対策の充実・強化

#### (4) 新しい出会いにつながる交流のまち(交流・観光)

##### 観光振興の推進

世界的な知名度を誇る陶磁文化や史跡、伝統的建造物群、美しい農山村風景、高級食材など、この地域ならではの観光資源を活かすとともに、観光志向の変化に合わせた魅力づくりが求められています。

このため、有田のやきものはもちろん、その自然景観や伝統的建造物群などを活かし、さらには、隣接する武雄、嬉野といった温泉地などとも連携し、広域的通年型観光地化を図ります。

観る観光から味わう観光・体験する観光などのニーズに応え、地元で産出される牛肉、野菜、果実、棚田米などの農畜産物やその料理、加工品を観光商品化し、これらの直売や周辺観光地への食材供給などを展開します。

また、棚田や窯元などの食や器をめぐる観光ルートを整備し、公共交通機関や民間との連携による周遊観光の推進を図ります。

さらに、有田が持つ独自の歴史・自然・文化などの情報をインターネット等を活用して発信し、有田の魅力を広く国内外にPRし、観光の活性化を図り、地域の活性化を推進します。

##### 具体的施策・事業

観光資源の整備開発  
観光農園の整備支援  
観光宣伝事業  
伝統的建造物群保存地区の整備  
祭り・イベント活性化事業  
デジタルアーカイブ( )による情報発信事業

[デジタルアーカイブ] 有形無形資産をデジタル情報の形で記録し、その情報をデータベース化して保管し、随時閲覧、鑑賞、情報ネットワークを利用して情報を発信すること。

##### 都市との交流の拡大

新町が活力をもち、さらに発展していくためには、都市との交流が重要な要素となります。この地域の魅力を都市へ情報発信するとともに、都市に住む人々の流入の拡大を図ることが求められます。



このため、棚田や森林、伝統文化などを活かしたレクリエーション事業などを展開し、農林業体験などと組み合わせたグリーンツーリズム( )を推進するほか、やきもの産地の魅力とも連動させ、都市にない魅力を創出するとともに、これらを福岡都市圏や近隣地域に向けて情報発信し、交流人口の増加と産業の活性化を図ります。

[グリーンツーリズム] 都市生活者が農村で滞在型の余暇を過ごそうとする旅行形態のこと。ドイツやフランスでは長期休暇を過ごす形態として定着しており、日本では農林水産省が農村振興策の一つとして提唱し、1995年に「農山漁村滞在型余暇活動促進法（農村休暇法）」が制定されています。

#### 具体的施策・事業

農林業体験支援事業  
やきもの体験支援事業  
祭り・イベント活性化事業

### 国際交流の推進

国際化は、外国との交流により栄えてきたこの地域特有の歴史的背景もあって、地域の産業や文化、生活様式に深く関わっています。このため、国際交流は新町が重点的に進めなければならない施策の一つです。

この地域の国際性豊かな文化を積極的に情報発信するとともに、外国人との交流を促進し、世界に開かれたまちづくりを進めます。そのために、住民一人ひとりの国際感覚を醸成し、国際化時代に対応できる人材を育成するほか、住民や民間団体、企業等による国際交流活動を積極的に支援します。

特に、姉妹・友好都市をはじめとした世界の各地域との交流を一層深めるため、ホームステイ事業の拡充や海外交流機会の充実を図り、人と人の触れ合いによる国際交流を推進します。

#### 具体的施策・事業

国際交流事業  
人材育成事業

## (5) 伝統を生かした、活力ある産業を創るまち(産業振興)

### 農林業の振興

この地域の農業は、水稻を中心に果樹、野菜、畜産など多様な生産が行われており、中でも、肉用牛、ブロイラー、たまねぎなどについては市場から高い評価を得ています。しかし、農業従事者の高齢化と若者の農業離れなど担い手農家の減少とともに農業のグローバル化の進行により、農業を取り巻く環境は、これまでにない厳しい状況にあります。

グローバル化に対応できる農業・農村の実現に向けて、安全、安心の水田・畑作物の産地づくりを確立するための基盤整備を進め、中山間地域の特性を生かした産地銘柄の確立と安定供給に努めます。また、集落営農の法人化移行を推進し、生産コストの低減による生産・出荷体制の確立を図ります。

産地ブランド化については、安全、安心で高品質の農畜産物生産のための指導体制などを整備し、農畜産物ごとの団地化による産地銘柄の確立と安定供給に努めます。また、有田焼と農畜産物を生かした国際的「有田ブランド」の開発と国際市場への情報発信を行い、国際競争に対応できる産地づくりに取り組みます。

林業については、森林が持つ水資源の涵養を生かした「安らぎ」や「潤い」のための利用など、森林の多面的機能を生かした森林整備に努めます。

#### 具体的施策・事業

水田農業ビジョンの策定  
集落営農による農業経営の体制づくり  
中山間地域の特性を生かした産地づくり  
安全・安心で高品質な産地銘柄の確立  
水源涵養林の整備  
農林業基盤整備事業

### 陶磁器産業の振興

有田焼に代表される陶磁器産業については、生産から流通、販売まで総合的な振興策が求められています。

このため、生産体制、流通体制、販売体制それぞれの強化を進めるとともに、異業種連携、観光活用などによって新たな価値を創出します。

その中で、生産体制については、窯業大学校や窯業技術センターとの連携を図りながら、技術者の育成や研究開発部門の強化によるファインセラミックスなどの新技術の開発とその活用に対する支援、市場ニーズに即応した商品開発などに対する支援を行うとともに、中小の窯業関連事業者の経営安定に向けた支援策などを展開します。

また、流通、販売体制については、都市などへの多様な情報発信により、消費者の購買意欲を高め、産地イメージをアピールすることで需要の拡大を促すとともに、インターネットによる販売など多面的な販路の形成を支援します。

このほか、窯業関係団体の連携を強化し、やきものを中心とした集客力をさらに高めます。

#### 具体的施策・事業

- 窯業関連施設との連携事業
- 新技術による商品の開発支援事業
- やきものイベント（有田陶器市等）の宣伝事業
- 窯業教育機関の充実
- 需要開拓支援事業
- 人材養成支援事業

### 商工業の振興と企業誘致の推進

地域の発展を支える商工業については、厳しい経済情勢の中で、地域の雇用確保の観点からも、競争力を高め、活性化していく必要があります。

このため、陶磁文化を活かし、消費者のニーズに即応した魅力ある商業環境づくりを進めるほか、中心市街地の活性化策を展開し、活気ある商業空間の形成を推進します。

また、中小企業の支援策として、多様化・高度化する消費者ニーズに対応するための情報提供や経営相談を推進するとともに、商工業団体との連携を深め、経営診断や指導、経営体質改善への支援を充実します。さらに、地域資源を活かした物産開発や伝統工芸の振興など地域に根ざした商工業振興策を展開するとともに、農林業や製造業、サービス業などとの多面的な産業間連携を推進し、新たな地域産業の創出を目指します。

企業誘致については、道路交通体系の整備や水資源の開発などインフラの整備を進め、先端技術産業を中心とした内陸型企業の積極的な誘致を進めます。

#### 具体的施策・事業

経営基盤の強化学業  
商店街振興事業  
地場産業振興事業  
中小企業金融支援事業  
企業誘致推進事業

## (6) ゆとりある心が育つ結いのまち(教育・文化)

### 教育の充実

幼児期は、人間形成の上で極めて重要な時期であることから、豊かな感性や創造性、自主性を育むことのできる環境の整備を図ります。

義務教育においては、豊かな人間性と国際感覚など時代に即した知識や技術を有する児童・生徒を育成していくことが求められています。このため、保育園・幼稚園・小学校・中学校の相互連携を深め、心豊かで生きる力を備えた人格の形成を促すとともに、個性と能力を引き出す教育プログラムの展開を図ります。

また、学校と家庭、地域との連携を深め、地域が一体となって児童・生徒の健全な心身を育むとともに、高齢者の豊富な知識・経験を活かした体験学習や、地場産業や地域文化を学ぶ地域学習を取り入れるなど、児童・生徒に郷土愛と地域の一員としての自覚を育みます。

さらに、奨学資金や育英事業の活用を図り、経済的側面からの支援を行います。

#### 具体的施策・事業

幼児教育環境の整備  
教育内容の充実(知育・徳育・体育・食育)  
総合的な学習の推進  
学校・家庭・地域との連携事業  
学校施設・設備の充実  
奨学資金、育英事業の充実  
青少年の国際交流事業の推進

### 生涯学習・生涯スポーツの推進

住民が多様な学習活動やスポーツ、レクリエーション活動を生涯にわたって親しむことのできる場の確保・充実が求められています。

このため、時代に即応した講座、学習会など生涯学習の場の充実を図るとともに、公民館や図書室などの社会教育施設、地域の生涯学習の中核となる生涯学習センターなどの機能強化を図るほか、他の公共施設とも連携して多様な学習プログラムを展開します。また、図書室の機能強化や専門蔵書の充実、大学

など高等教育機関との連携を進め、専門的な知識や高度な学習プログラムの提供を行い、気軽な学習から専門性の高い学習まで、住民の幅広いニーズに対応した学びの環境を整備します。

また、住民が気軽に参加できる地域スポーツ活動やレクリエーション活動の支援を図るとともに、住民が気軽に利用できるスポーツ環境の整備を図ります。

さらに、町内の各種施設のネットワーク化を図るとともに、施設の利用予約やイベント情報の発信などの情報システムを整備し、住民が各種施設を利用しやすい環境を構築します。

#### 具体的施策・事業

生涯学習・生涯スポーツ活動の推進  
生涯学習・スポーツ施設の整備  
図書室機能の充実  
各種施設間の情報システム整備事業  
スポーツ・レクリエーション活動の自立支援

#### 地域文化の育成

地域の伝統文化や伝承芸能、祭り、景観を守り、これを次代に継承していくことは、地域住民すべての願いです。

このため、地域と行政が協働して伝統文化や伝承芸能、祭り、景観を残す施策や運動を展開し、これを継承する地域団体などの支援を図るとともに、青少年の育成活動に伝承活動や郷土学習を積極的に盛り込むなど、豊かな文化あふれる地域づくりを進めます。

また、住民の多様な文化活動を支援するため、文化施設の機能充実やこれらの施設間のネットワーク化を図るほか、情報の提供や芸術・文化活動への参加機会の拡充を図ります。

#### 具体的施策・事業

芸術・文化の発表、鑑賞機会の拡充  
祭事・伝統芸能伝承振興事業  
文化財保存・保護事業  
歴史資料館等の機能充実  
芸術・文化活動の自立支援

### 地域づくりのための人材育成

活力あるまちづくりを将来にわたって進めていくためには、これを担う人材の育成が欠かせない課題です。

このため、コミュニティ活動や地域づくり、地域の産業活動を支える人材を育成する機会や情報提供の拡充及び支援体制の構築を進めます。

また、青少年が社会の一員であることを自覚し、さまざまな社会活動へ積極的に参画できるように、学校、家庭、地域との連携を深めるとともに、青少年育成団体等の育成や支援、指導者の研修などの充実を図り、次代の地域を担う青少年を育てます。

さらに、次代の地域づくりのために、窯業や農林業、商工業など地域産業を支える専門性の高い人材の育成と、まちおこしなどさまざまな活動を行う団体やそのリーダーの育成を推進します。

#### 具体的施策・事業

青少年育成団体の育成支援  
青少年団体指導者育成研修事業  
まちおこしリーダー育成事業  
国際交流による青少年の育成事業

### コミュニティの育成と支援

新町には、それぞれの集落等においてさまざまなコミュニティが形成されていますが、新町のまちづくりのためには、意思疎通がスムーズに行え、お互いに親しみを持ち信頼感の強いコミュニティが求められます。そのためには、地域住民一人ひとりがコミュニティに対する意識を高め、それぞれのコミュニティがもつ個性を大切にするとともに、コミュニティ間の交流や連携の強化を促進する必要があります。

新町において、各地区の伝統・文化を守りながら、一体的なまちづくりを推進するために、自然環境の保全、伝統文化の継承などをはじめとするさまざまな分野における地域住民のコミュニティ活動を育成、支援します。

#### 具体的施策・事業

まちづくりイベント事業の推進  
ふるさと創生基金活用事業  
地域コミュニティ施設の整備事業  
ボランティアの育成

### 3 新町における県事業の推進

#### 1 佐賀県事業の推進

新町において、産業基盤を高め、安全な暮らしを引き続き守り、住民の利便性をさらに向上させなければなりません。

このため、本計画に掲げられた県事業の重点的な実施が図られるよう努力するとともに、事業推進へ向けて関係機関と協議を行っていきます。

#### 2 新町における佐賀県の主な事業

主要施策	主要事業（例示）
行政情報の積極的な提供	公共ネットワーク整備事業
福祉施策の拡充	ファミリー・サポート・センター事業
道路・交通体系の整備	一般県道 大木有田線道路改築工事 一般県道 ポーセリンパーク線道路改築工事 一般県道 曲川心野線道路改築工事 一般県道 伊万里有田線道路整備事業 都市計画街路「泉山大谷線」整備事業（第3工区） 都市計画街路「原宿・広瀬線」整備事業 都市計画街路「原宿・広瀬線」改築工事
生活環境の充実と整備	有田川水辺空間創出事業 生活環境保全林整備事業（国見地区） 有田川総合開発事業（猿川ダム）
防災・消防・防犯体制の充実	広域河川改修事業（二級河川有田川） 急傾斜地崩壊防止事業
農林業の振興	地域水田農業支援緊急整備事業 ふるさと林道緊急整備事業 ため池等整備事業（穴鹿倉地区、大谷地区、山神谷地区、中川内地区他）
陶磁器産業の振興	地域産業集積中小企業活性化事業
商工業の振興と企業誘致の推進	県工業団地の造成及び企業誘致
生涯学習・スポーツの推進	県民体育大会 佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭



## **第7章 公共施設の適正配置と整備**

新たな公共施設の整備にあたっては、財政事情を考慮し、事業効果や効率性について十分な論議を行い、実施します。

また、既存の施設については、地域バランスを考慮したうえで、統合廃止を含めた公共施設の適正配置を行い、効率的な整備に努めます。

## 第8章 財政計画

財政計画は、新町における10年間の財政運営の指針として、歳入・歳出を各項目ごとに、過去の実績や現在の経済状況・財政制度を勘案しながら推計し、普通会計ベースで作成しました。

作成にあたっては、合併に伴う変動要因や主な節減経費等を反映させるとともに、合併特例債等の財政措置を勘案しています。

### 1 財政計画作成方法

現状では、新町における個々の事業のすべてを把握することは、困難であることから、「個々の事業の積み上げにより歳入・歳出の各項目の数値を求めていく」という方法を採らず、歳入・歳出のそれぞれの項目について、「基準年度の数値（平成15年度の決算額を基に設定）を基に、それぞれの項目ごとに条件を設定して推計を行い数値を求めていく」という方法を採用しました。

なお、臨時財政対策債については、その動向が不透明なことから、地方交付税に合算して処理しました。

### 2 歳入・歳出についての考え方

#### <歳入について>

##### 国・県の財政支援制度の活用

合併特例債のうち『まちづくり建設事業』については80%、『合併市町村振興基金造成』については約10%の活用を見込みました。

合併直後の臨時的経費に対する財政措置（普通交付税）、合併に伴う包括的特別交付税措置、合併市町村交付金（県交付金）については、それぞれ全額を見込んでいます。

##### 地方税

現行税制度を基本に、将来の人口推移等を踏まえて推計しました。

##### 地方交付税

国の制度改革の流れを勘案し、基準年度から平成23年度まで毎年度3%減を基本に、特例債等の交付税措置を見込み推計しました。

##### 国庫支出金・県支出金

現行税制度を基本に、扶助費の総額等を踏まえて推計しました。

## 地方債

合併特例債については、80%を毎年均等に借入れ、その他、いわゆる通常債の借入額は、投資的経費に占める財源割合から推計しました。

## <歳出について>

### 人件費

合併による特別職の減2人、議会議員定数（設置選挙の定数22人、4年後の定数18人と想定）の減14人による影響を見込んでいます。

また、一般職は、平成15年度末の職員263人（一部事務組合の47人を含む。）が67人減少（合併後7年間で減少していくと想定）するとして経費削減効果を見込んでいます。

### 扶助費

合併によるサービス水準の向上や少子・高齢化の進行を勘案し、将来の高齢者人口の伸びを加味して推計しました。

### 物件費

合併による事務経費の削減効果（合併初年度から10年度目まで毎年度2%減）を見込んでいます。

### 補助費等

合併による行財政の効率化に伴う削減効果（合併初年度から5年度目まで3%減）を基本に見込んでいます。

### 積立金

財政調整基金への積立金と基金造成分1億円を見込んでいます。

### 繰出費

近年の傾向を踏まえ毎年度0.5%で増加すると見込み下水道会計への額を加え推計しています。

### 投資的経費

財政収支上、実施可能な事業費を年度ごとに見込んでいます。

### 3 財政計画表

#### 歳入

(単位:百万円)

	H18年度 1年度	H19年度 2年度	H20年度 3年度	H21年度 4年度	H22年度 5年度	H23年度 6年度	H24年度 7年度	H25年度 8年度	H26年度 9年度	H27年度 10年度
地方税	1,623	1,619	1,616	1,617	1,614	1,610	1,606	1,601	1,596	1,591
地方譲与税	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151
利子割交付金	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
配当割交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式等譲渡所得割交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方消費税交付金	220	220	220	220	220	220	220	220	220	220
自動車取得税交付金	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
地方特例交付金	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
地方交付税	4,236	4,040	3,913	3,670	3,553	3,437	3,471	3,463	3,498	3,485
交通安全交付金	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
分担金・負担金	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56
使用料・手数料	173	173	173	173	173	173	173	173	173	173
国庫支出金	359	356	358	374	405	413	427	435	445	459
県支出金	527	525	525	533	548	452	459	462	465	472
財産収入	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
寄附金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸収入	231	231	231	231	231	231	231	231	231	231
地方債	685	566	566	620	744	777	817	834	845	885
歳入合計	8,436	8,112	7,984	7,820	7,870	7,695	7,786	7,801	7,855	7,898

#### 歳出

(単位:百万円)

	H18年度 1年度	H19年度 2年度	H20年度 3年度	H21年度 4年度	H22年度 5年度	H23年度 6年度	H24年度 7年度	H25年度 8年度	H26年度 9年度	H27年度 10年度
人件費	2,066	2,027	1,956	1,854	1,736	1,641	1,610	1,610	1,610	1,610
扶助費	787	793	798	802	802	801	809	818	832	839
公債費	1,404	1,413	1,452	1,403	1,316	1,318	1,341	1,275	1,294	1,230
物件費	1,008	988	968	949	930	912	894	876	859	842
維持補修費	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53
補助費等	1,048	1,018	989	958	933	932	924	928	920	920
積立金	110	10	10	10	30	30	30	50	50	50
投資・出資金・貸付金	132	132	132	132	132	132	132	132	132	132
繰出金	702	768	783	787	756	754	771	792	811	829
投資的経費	1,126	910	843	872	1,182	1,122	1,222	1,267	1,294	1,333
歳出合計	8,436	8,112	7,984	7,820	7,870	7,695	7,786	7,801	7,855	7,898